

イスラエル国
特許法 5727 - 1967
2014 年統合版

目次

第 1 章 定義

第 1 条 定義

第 2 章 特許性

第 2 条 特許を出願する権利

第 3 条 特許性を有する発明を構成するもの

第 4 条 新規な発明を構成するもの

第 5 条 進歩性

第 6 条 発明の所有者の権利に影響を及ぼさない公表

第 7 条 特許付与についての制限

第 8 条 単一の発明についての特許

第 9 条 最先出願が最初に権利を有する

第 10 条 優先権

第 3 章 特許付与の手続

第 1 節 特許出願

第 11 条 特許出願の提出

第 12 条 明細書

第 13 条 クレーム

第 14 条 提出の承認

第 15 条 出願日

第 16 条 出願が提出されたことの告示

第 16A 条 公衆閲覧のための出願の公開に関する告示

第 2 節 出願の審査及び受理

第 17 条 出願の受理

第 18 条 審査の追加的手段

第 18A 条 特許庁に対する出願人の通知義務

第 18B 条 審査を支援する機関についての通知

第 18C 条 審査手続の施行手段

第 19 条 審査の延期

第 19A 条 審査の迅速化

第 20 条 瑕疵の通知

第 21 条 瑕疵の補正

第 21A 条 出願受理の拒絶に関する再審理

第 21B 条 特許出願の取消

第 22 条 明細書の補正

第 23 条 補正後の出願日

第 24 条 出願の分割

第 25 条 出願人間の係争

第 26 条 出願の受理の公告

第 27 条 廃止

第 28 条 出願の受理は証拠となる

第 29 条 受理後の明細書の訂正

第 3 節 特許付与に対する異議申立

第 30 条 特許付与に対する異議申立のための期間

第 31 条 異議申立の理由

第 32 条 異議申立手続における登録官の権限

第 33 条 発明の所有権に対する意見の聴聞

第 34 条 異議申立取下後の登録官の権限

第 4 節 特許付与

第 35 条 異議申立が不成立の場合、特許は付与されるものとする

第 36 条 登録及び証明書

第 37 条 責任上の保留

第 38 条 廃止

第 39 条 発明者の名称の記述

第 40 条 発明の所有者及び特許権者の聴聞

第 41 条 応じられない要求

第 42 条 名称を記述しないことに係る規定の不存在

第 43 条 名称の記述は、権利を授与しない

第 5 節 追加特許

第 44 条 追加特許

第 45 条 追加特許の付与に関する制限

第 46 条 包括的な証拠となる追加特許の付与

第 47 条 追加特許の期間

第 48 条 主特許が取り消される場合における追加特許への影響

第 3A 章 国際出願

第 48A 条 定義

第 48B 条 出願の提出

第 48C 条 出願に関する規定

第 48D 条 国内段階への移行

- 第 48E 条 書類, 補正及び手数料
- 第 48F 条 出願の審査
- 第 48G 条 欠陥についての通知
- 第 48H 条 登録官の面前での聴聞
- 第 48I 条 国際調査機関及び国際予備審査機関
- 第 48J 条 国際調査報告書を作成するための申請
- 第 48K 条 予備審査報告書を作成するための申請
- 第 48L 条 国際出願が 2 以上のクレームを含むとする審査官の決定に対する不服申立
- 第 48M 条 特許について特許性を有するものとみなすために, 国際調査報告書, 補充見解書及び予備審査報告書に依拠すること

第 4 章 特許, その変更及び取消

第 1 節 特許に由来する権利

- 第 49 条 特許の実施に関する特許権者の権利及び制限
- 第 50 条 特許の適用性
- 第 51 条 国に対する特許の効力
- 第 52 条 特許存続期間
- 第 53 条 先の実施に基づく権利
- 第 54 条 実施権の移転
- 第 54A 条 ライセンスを取得するための実験的行為
- 第 55 条 先行発明による国の権利

第 2 節 手数料の納付についての効果は, 条件付きのものであること

- 第 56 条 手数料の納付
- 第 57 条 手数料納付のための期間の延長
- 第 58 条 特許の失効についての公表
- 第 59 条 手数料不納のために失効した特許の回復
- 第 60 条 特許回復のための申請の公表
- 第 61 条 回復に対する異議申立
- 第 62 条 回復申請についての聴聞
- 第 63 条 特許が失効し, その後に, 回復されている発明の使用
- 第 64 条 実施の権利についての移転

第 2A 節 保護期間の延長

- 第 64A 条 定義
- 第 64B 条 基本特許の延長
- 第 64C 条 基本特許の延長申請
- 第 64D 条 延長命令の付与に関する条件
- 第 64E 条 延長付与申請の審査
- 第 64F 条 異議申立

第 64G 条 異議申立の理由
第 64H 条 延長命令の付与
第 64I 条 延長命令の有効期間
第 64J 条 期間に関する制限
第 64K 条 延長命令の取消及びその有効期間の変更
第 64K1 条 法的手続の経過中における有効期間の取消及び変更のための申請
第 64L 条 延長命令及び延長付与の意向に関する通知の失効
第 64M 条 手数料
第 64N 条 廃止
第 64O 条 期間
第 64P 条 公表
第 64Q 条 廃止

第 3 節 特許の訂正

第 65 条 訂正する権利
第 66 条 訂正の条件
第 67 条 訂正に対する異議申立
第 68 条 異議申立の理由
第 69 条 誤記の訂正
第 70 条 法的手続中の訂正の申請
第 71 条 訂正の登録
第 72 条 訂正の許可は、その有効性の包括的な証拠となること

第 4 節 特許権者の申請における特許の取消又は撤回

第 73 条 特許権者の申請における特許の撤回又は取消
第 73A 条 取消又は撤回の効力

第 5 節 特許権者ではない者による申請における特許の取消

第 73B 条 特許権者ではない者による申請における特許の取消
第 74 条 裁判所に係属している申請についての登録官の前での手続
第 75 条 取消命令の効力及び登録

第 5 章 特許の所有権

第 76 条 発明所有権の推定
第 77 条 共同所有権
第 78 条 特許についての共有者の権利
第 79 条 特許についての 1 の共有者から獲得した者の権利
第 80 条 共有特許の所有権の移転
第 81 条 共有者に対して指示する裁判所の権限
第 82 条 発明及び特許の移転
第 83 条 第三者に対する移転の有効性

- 第 84 条 実施に関するライセンス
- 第 85 条 排他的ライセンス
- 第 86 条 非排他的ライセンス
- 第 87 条 効力の条件の登録
- 第 88 条 共同所有特許の実施についてのライセンス
- 第 89 条 特許における担保
- 第 90 条 担保の効力の条件に関する登録
- 第 91 条 担保される特許の実施についてのライセンス
- 第 92 条 担保の実現化
- 第 93 条 収益管理人の権限

第 6 章 国の権限

第 1 節 国家防衛のために所要な権限

- 第 94 条 登録官の活動に対する国家安全保障のための制限
- 第 95 条 一定の出願の防衛大臣への送付
- 第 96 条 活動を制限する命令についての異議申立
- 第 97 条 更なる異議申立についての権利
- 第 98 条 外国で特許出願を提出することの権利の制限

第 2 節 原子力に関連する発明についての権限

- 第 99 条 原子力に関連する活動の制限
- 第 100 条 一定の出願の送付
- 第 101 条 活動を制限する命令についての異議申立
- 第 102 条 更なる異議申立についての権利
- 第 103 条 外国で特許出願を提出することの権利の制限

第 3 節 国の利益における発明の使用

- 第 104 条 発明を実施することについての国の権利
- 第 105 条 発明の実施を許可することについての国の権利
- 第 106 条 実施許可の付与についての通知

第 4 節 賠償及びロイヤルティを支払うことについての国の責務

- 第 107 条 活動の制限に対する補償
- 第 108 条 国による特許の使用に関するロイヤルティ
- 第 109 条 補償・ロイヤルティ委員会
- 第 110 条 ロイヤルティの判断に関する指針
- 第 111 条 委員会の排他的管轄権

第 5 節 一般規定

- 第 112 条 定義

- 第 113 条 委員会の手続に関する規則
- 第 114 条 非公開手続
- 第 115 条 委員会の権限

第 7 章 公衆の利益における特許権者の権利の制限又は取消

第 1 節 強制的ライセンス

- 第 116 条 定義
- 第 117 条 強制的ライセンスを付与することの権限
- 第 118 条 特許の実施に関する通知を要求することの権限
- 第 119 条 独占権の濫用の定義付け
- 第 120 条 廃止
- 第 121 条 後続特許の結末が依拠する先行特許を実施することについての強制的ライセンス
- 第 122 条 強制的ライセンスの付与において斟酌されるべき要因
- 第 123 条 強制的ライセンスの範囲についての制限
- 第 124 条
- 第 125 条 強制的ライセンスの効力
- 第 126 条 ライセンスの条件
- 第 126A 条 ライセンスの強制的な移転
- 第 127 条 監査
- 第 128 条 合意によるライセンスと同様に取り扱われるべき強制的ライセンス

第 2 節 公衆の利益における特許の取消

- 第 129 条 特許を取り消すことについての登録官の権限
- 第 130 条 取消命令の効力

第 8 章 職務発明

- 第 131 条 発明についての通知
- 第 132 条 職務の結果としての発明
- 第 133 条 職務発明についての決定
- 第 134 条 職務発明に対する対価
- 第 135 条 対価の判断についての命令
- 第 136 条 再考
- 第 137 条 発明の通知に係る国の業務従業者の責務
- 第 138 条 外国で出願を提出することが禁じられる国の業務従業者
- 第 139 条 詳細を開示することについての責務
- 第 140 条 職務発明に関する保護の取得を支援することについての責務
- 第 141 条 機密保持の責務

第 9 章 特許弁護士

- 第 142 条 特許弁護士の登録簿における登録についての適格性

- 第 143 条 審査
- 第 144 条 資格付与のための職務期間の短縮化
- 第 145 条 手数料の納付 - 登録のための条件
- 第 146 条 懲罰委員会
- 第 147 条 不服申立の提出
- 第 148 条 懲罰的違反及びそれに対するペナルティ
- 第 149 条 審判請求
- 第 150 条 懲罰委員会の手続に関する規則
- 第 151 条 懲罰委員会の権限
- 第 152 条 履行
- 第 153 条 法律の遵守
- 第 154 条 特許弁護士の権利
- 第 155 条 裁判所における代理権

第 10 章 官庁及び登録官

- 第 156 条 特許庁
- 第 157 条 登録官
- 第 158 条 副登録官
- 第 159 条 登録官による権限の執行
- 第 160 条 書面による登録官による決定
- 第 161 条 審査官の行為に対する不服申立
- 第 162 条 係争事件における手続
- 第 163 条 登録官への証拠の提示
- 第 164 条 期間の延長
- 第 165 条 特許庁の書類の機密性
- 第 166 条 特許の登録簿
- 第 167 条 特許庁の書類
- 第 168 条 公衆による閲覧及び認証された抄本の受領
- 第 169 条 権利移転の登録
- 第 170 条 記入及び書類の訂正
- 第 171 条 誤記の訂正
- 第 172 条 登録官の主導による訂正
- 第 172A 条 司法的機能の委譲及び権限の引受
- 第 173 条 特許における権利を証明する書類の受入れについての限定
- 第 174 条 審判請求の権利
- 第 175 条 審判請求における被請求人
- 第 176 条 非公開での聴聞
- 第 177 条 審判請求における証拠

第 11 章 特許の侵害

- 第 178 条 侵害に対する訴訟

- 第 179 条 侵害訴訟の提出期間
- 第 180 条 没収された製品の実施
- 第 181 条 外国の船舶，航空機及び車両における特許の使用
- 第 182 条 侵害に対する抗弁
- 第 183 条 侵害訴訟における救済
- 第 184 条 事件における賠償金の裁定についての部分的な限定
- 第 185 条 明細書が訂正された特許の場合における賠償金
- 第 186 条 更新された特許の場合における賠償金
- 第 187 条 非侵害の宣言
- 第 187A 条 施行の手段

第 12 章 管轄権及びペナルティ

- 第 188 条 本法に基づく裁判所の権限
- 第 189 条 科学顧問
- 第 190 条 明細書の訂正を命令する権限
- 第 191 条 登録官への委託の場合における裁判所の権力
- 第 192 条 特許弁護士であると偽って主張することに対するペナルティ
- 第 193 条 国家安全保障又は国の経済力を損なう行為及び機密の開示

第 13 章 施行及び規則

- 第 194 条 施行及び規則

第 14 章 効力及び経過規定

- 第 195 条 効力
- 第 196 条 特許代理人に関する経過規定

第 1 附則

第 2 附則

第1章 定義

第1条 定義

本法においては、以下のとおり、定義する：

「WTO」 1994年4月15日にマラケッシュにおいて署名された協定によって設立された世界貿易機関。

「審査官」 法に基づいて、特許審査官若しくは首席審査官又は審査官の管理官として任命された者

「発明の所有者」 発明者自身又は法の運用、移転若しくは契約により、発明者から権原を取得し、発明についての権原を与えられている者；

「特許権者」 特許が付与された者又は特許の所有権が移転された者として、登録簿に登録されている者；

「庁」 第10章において言及されている特許庁；

「条約国」 工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく工業所有権保護のための同盟の加盟国又は特許出願の提出のための共同システムを維持している条約国の集合体であって、この目的のために条約によって付与された権限に基づいて、当該条約が適用可能となされた領域を含む、；

「加盟国」 同盟国又はWTOの加盟国である国

「発明の実施」

(1) 製品の発明について-次の何れか1の行為：

製造、使用、販売の申出、販売又は前記列挙された行為のうちの1の目的のために行われる輸入；

(2) 方法の発明について-方法の使用及び方法から直接的に得られる製品について - 次の何れか1の行為：製造、使用、販売の申出、販売又は前記列挙された行為のうちの1の目的のために行われる輸入；

ただし、次の行為は対象外とする：

(1) 商業規模で実施されず、かつ、性質上商業に相当しない行為；

(2) 発明を改良すること又は別の発明を開発することを目的とする、発明に関連した実験的な行為；

(3) 第54A条の規定に基づいて行われる行為。

「特許弁護士」 特許弁護士のライセンスを保有する、特許弁護士登録簿に登録されている者；

「登録簿」 第166条の規定に基づいて保管されている特許登録簿

「インターネット上での告示」 第166条(a)に基づく告示

「登録官」 第157条に基づいて特許登録官として任命された者、第158条の規定に従うことを条件としている副登録官を含む；

「出願日」 第15条においてその目的に関して規定されている、特許出願が提出された日付、ただし、異なる日付が本法によって、又は本法に基づいて規定されている場合を除く。

第2章 特許性

第2条 特許を出願する権利

特許性を有する発明の所有者は、本法の規定に基づいて、当該発明にかかわる特許が自身に付与されることを出願する権原を有する。

第3条 特許性を有する発明を構成するもの

何れかの技術分野における製品又は方法に関するものであって、新規で、有用であり、また、産業上の利用性を有し、かつ、進歩性を伴う発明は、特許性を有する発明である。

第4条 新規な発明を構成するもの

発明が、出願日前に、イスラエル国内又は外国で、以下の方法によって公表されなかった場合には、その発明は、新規とみなされる -

- (1) 当業者が、書面、視覚、聴覚又はその他の形態による詳細な説明に従って発明をなすことを可能にするような方法；
- (2) 当業者が、発明の実施又は展示により公知となった詳細に従って発明をなすことを可能にする方法。

第5条 進歩性

進歩性とは、通常の知識を有する当業者にとって、第4条に記述されている方法で出願日前に公表された情報に照らして、自明とみなすことができないものを意味する。

第6条 発明の所有者の権利に影響を及ぼさない公表

特許が付与されるべき発明の所有者の権利は、以下の場合は、第4条に記述されている公表による影響を受けないものとする -

- (1) 公表された事項が発明の所有者又はその前権利者から、その者の同意なしで入手され、公表されたことが立証され、かつ、公表が出願人に知られることとなった後の合理的な期間内に、特許出願が提出された場合；
- (2) (a) 公表が、発明の所有者又はその前権利者によって、次の方法の1によってなされた場合；
 - (i) イスラエル国内における商業若しくは農業の展覧会又は加盟国の1において認められた博覧会における展示であって、それらの開催前に、登録官が正式な通知を受けているもの；
 - (ii) 前記博覧会の時点における発明についての説明の公表；
 - (iii) 博覧会の目的で、かつ、博覧会の場所において、発明を使用すること；
- (b) 公表が、所有者の同意の有無に拘らず、博覧会の時点において、かつ、博覧会の場所又はその会場外の場所において、発明を使用することによって行われた場合；ただし、特許出願が、博覧会の開始後6月以内に提出されていたことを条件とする；
- (3) 公表が、学会での発明者による講演又は学会の公式原稿における講演の公表によって行われた場合。ただし、登録官が、講演についての通知をその事前に受領し、かつ、特許出願が、当該公表から6月以内に提出されていることを条件とする。

第7条 特許付与についての制限

第2条の規定に拘らず、以下については、特許は付与されてはならないものとする -

- (1) 人体に関する治療的処置の方法；
- (2) 自然由来ではない微生物学的生命体を除く、植物又は動物新品種。

第8条 単一の発明についての特許

特許は、単一の発明について、単独で付与されるものとする。

第9条 最先出願が最初に権利を有する

2 以上の出願人が同一の発明について特許出願を行った場合には、法に従って特許を最先に出願した者に、特許が付与されるものとする。

第10条 優先権

(a) 発明の所有者又はその前権利者が加盟国内において先に提出した特許出願(以降：先願)に係る発明について、当該発明の所有者がイスラエル国内で特許出願を提出した場合、同発明の所有者は、第4条、第5条及び第9条の適用のうえで、次のすべての条件が満たされている場合には、先願の日付をイスラエル国内で提出された出願の出願日とみなすこと(以降：「優先権」)を請求することができる：

- (1) イスラエル国内の出願が、先願の提出から12月以内に提出された；2以上の先願が、同一事項に関して提出された場合には、最先の出願が提出された日付後；
 - (2) 優先権の主張が、イスラエル国内の出願の提出後2月以内になされた；
 - (3) 明細書及び付随する図面の写しが、規則に定められた時点において、先願とともに登録官へ提出され、かつ、その明細書が、先願が提出された加盟国における認証機関によって証明されている場合；
 - (4) 登録官にとって、先願に記載された発明及びイスラエル国内において特許を求める発明が、本質的に同一であるとみなされる場合。
- (b) 優先権主張が、2以上の先願に基づいており、かつ、優先権が、それらの出願の各々に基づいて主張されている場合、(a)の規定は、発明の各部分に対して、当該部分に関する先願の最先の日付に従って適用されるものとする。
- (c) 優先権主張が先願の一部分に基づく場合、(a)の規定は、当該部分が別個の先願において国外で主張されたかのようにして、適用されるものとする。
- (d) 優先権は特許出願の一部分に関して主張することができ、また、(a)の規定は、その主張時点において、当該部分のみに適用されるものとする。

第3章 特許付与の手続

第1節 特許出願

第11条 特許出願の提出

(a) 特許出願は、所定の方法及び様式で、所定の手数料とともに特許庁へ提出されるものとし、かつ、出願人の名称、イスラエル国内における書類送達のための宛先及び発明の明細書を含んでいるものとする。

(b) 出願人が発明者以外の者である場合、当該出願人は、出願において、発明の所有者となった理由を陳述しなければならない。

第12条 明細書

(a) 明細書は、発明を特定できる名称、必要な場合には図面を伴ったその説明及び発明を実施できる方法の説明をも含み、それにより、当業者が当該発明を実施することを可能にするものでなければならない。

(b) (a)の適用のうえで、発明の主題が生物学的材料若しくは生物学的材料の製造方法又は生物学的材料の使用を含む発明であり、かつ、当該生物学的材料が寄託機関へ寄託されている場合には、発明又はその実施方法の説明部分は、すべてが、クネセト「憲法、法及び正義」委員会による承認を伴い、法務大臣によって定められた期間及び条件に従う当該寄託についての言及からなることができる。

本条の適用について -

「生物学的材料」の定義 - 容易に公衆の利用に供されず、当業者がその発明を実施することを可能にするような方法で記載することができない生物学的材料であり、当該生物学的材料が宿主の動物細胞若しくは植物細胞において又は独立して、複製又は再製できることを条件とする。

「寄託機関」の定義 - ブダペスト条約の第7条に基づいて国際寄託機関として認められた機関又は本条の適用のうえで登録官が認めた機関であって、その通知は、官報に公表される；

「ブダペスト条約」の定義 - 1977年4月28日にブダペストにおいて作成され、かつ、1980年9月26日に改正された特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約；この条約は、特許庁において、公衆の閲覧のために利用可能である。

第13条 クレーム

(a) 明細書は、発明を定義づける1又は複数のクレームで終結しなければならないが、それは、当該クレームの各々が明細書における説明に合理的に従っていることを条件とする。

(b) クレームにおいて特定の行為を実施するための手段又はステップとして、発明の基本的要素の何れかを表現することは許容されるものであり、また、そのような行為のために必要な構造、材料又は行為を特定する必要はない；そのように表現されたクレームは、明細書に記載されているように該当する構造、材料又は行為の詳細を含んでいるものとみなされるものとする。

第 14 条 提出の承認

出願が所定の方法で提出されているとき、登録官は、出願人に対して、当該出願の提出の事実及びその日付を速やかに確認するものとする。

第 15 条 出願日

特許出願の日付は、様式における何らかの瑕疵の有無に拘らず、当該出願が特許庁に最初に提出された日時からなるものとする；しかしながら、一応の証拠のあることとして、当該出願に発明が説明されていない、若しくは出願人の名称が記載されていない、又は出願の提出のために納付すべき手数料が納付されていない場合には、出願日は、そのような要件が満たされた日時からなるものとする。

第 16 条 出願が提出されたことの告示

(a) 出願が特許庁へ提出された後できる限り速やかに、登録官は、出願人の費用負担で、インターネットにおいて、特許を求める発明の名称、出願人の名称、出願番号、出願日、及び優先権が主張されている場合には-先願が提出された加盟国、提出日及びその番号又は当該先願の提出先の機関によって同先願に付与された別の識別記号を公開し、並びにクネセト「憲法及び法と正義」委員会による承認を伴う、法務大臣によって定められたその他の詳細も公開するものとする。

(b) 優先権を求める申請が(a)に基づく出願の事実についての公開の後に提出された場合には、当該申請の事実は、付加的な詳細とともに、申請人の費用負担でもって、改めて公開されるものとする。

(c) 法務大臣は、命令により、本法第 1 条の開始日を定めるものとする。

第 16A 条 公衆閲覧のための出願の公開に関する告示

(a) 長官は、前述したように第 16A 条に基づいて、所定の日付後できる限り速やかに、インターネット上で告示を公開し、その告示において、出願の一覧及びそれらの出願に関するすべての書類を、当該インターネット上での公開(本条においては、告示)の日付から、公衆の閲覧のためにオンラインでアクセス可能とする；しかしながら、長官は、そのような前述の通知において、以下を含めないものとする -

(1) 所定の日付前に却下され、又は取り消された出願；

(2) 許可の事実が、所定の日付前に第 26 条に基づいて公告された出願。

(b) (a)の規定に拘らず、第 48A 条に基づいて定義されている国際出願の事項に関する通知は、出願人が第 48D 条に基づく規定を満たした日付から 45 日以内に公開されるものとする。

(c) 本条の適用に関して、「所定の日付」とは - 特許庁への出願の提出日から 18 月；優先権出願の適用に関して-場合に依りて、第 10 条(a)に規定されているように先願の提出日から 18 月又は第 10 条(b)に基づいて前述したように最先の先願から 18 月。

第 2 節 出願の審査及び受理

第 17 条 出願の受理

(a) 審査官は、出願が以下の要件を満たしているか否かについて審査するものとする：

- (1) 出願における発明が、第 2 章の意味において特許性を有すること；
- (2) 出願は、本章の第 1 節の規定を遵守していること；
- (a1) 審査官は、本条の要件が満たされたことを納得した場合に、出願を受理するものとする；審査官は、出願を受理したときに、そのことを出願人へ通知するものとする；その通知は、受理の日付を記載するものとする。
- (a2) 出願に関して、審査官は、出願人からの請求に応じて、第 48A 条に定義されている国際調査報告書の様式における報告書を作成するものとする。
- (b) (a) (1) の規定に拘らず、発明が第 4 条 (2) によって特許性を有さないものである場合には、審査は不要とする。
- (c) 以下に特定された要件を出願が満たす場合、そのような出願は、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 12 条及び第 13 条の規定を遵守しているとみなされるものとする：
- (1) 名称が官報において登録官によって公表された一覧に出現している国において出願人が同一の発明について特許出願(本条においては-並行出願)を提出し、特許(本条においては-並行特許)が付与され、かつ、次のすべてが当てはまること：
- (a) 優先権が、並行出願によって、第 10 条に基づいてイスラエル国内の特許出願に関して合法的に主張されたこと；
- (b) 優先権が、イスラエル国内の特許出願によって、適用可能な法律に基づいて、並行出願に関して主張されたこと；
- (c) 優先権は、加盟国において提出された保護を求める別の出願によって、イスラエル国内の特許出願に関して合法的に主張されたこと、また、当該別の出願によって、優先権が、適用可能な法律に基づいて並行出願に関して主張されていること；
- (2) 出願人が、書面で、本条の規定が自身の特許出願に適用されるべきであることを請求したこと；
- (3) 出願人は、並行特許におけるクレームについて、イスラエル国内において提出された特許出願における言語への翻訳文を特許庁に提供したこと；
- (4) 出願における 1 又は複数のクレームは並行特許のクレームと同一であること、ただし、当該出願が、並行特許よりも少数のクレームを含むことができる；
- (5) 出願人は、並行特許と同一の説明及び図面又は第 12 条に記述されているような説明及び図面を提出したこと。
- (d) 登録官及び審査官部局長又はその副官は、自身の裁量による資料又は審査中に自身へ提出された資料に基づいて、出願が(c)に特定されている規定の 1 に適合していない、又は出願が受理されるべきものではないことその他の特別な理由が存在すると判断した場合には、出願を受理することを差し控えることができる。
- (e) イスラエル国外での並行特許の取消手続又は並行特許の付与に対する異議申立手続が進行中である場合には、出願人は、特許がイスラエル国内で付与される日付までに、そのことを登録官に通知するものとする。
- (f) 本条の適用に関し、「国」とは - 特許付与のための共同システムを維持する国の集合体を含む。

第 18 条 審査の追加的手段

- (a) 審査官は、以下の審査の追加的手段の少なくとも 1 を行使するものとする：

- (1) 出願人によって又は同出願人の発明に対する前権利者によって何れかの外国において提出された同一の発明に係る特許についての出願の審査中に、当該外国における特許庁によって引用された参考文献の一覧；
 - (2) 出願人に知られており、かつ、発明に直接に関連する、出願日前に公表された刊行物の一覧；
 - (3) 審査官によって要請される場合に、出願人が本節に基づいて提供することを要求された刊行物及び参考文献の写し；
 - (4) 審査官によって要請される場合に、出願人が本節に基づいて提供することを要求された刊行物及び参考文献中に引用された刊行物及び参考文献の写し；
 - (5) -特許庁がそのような審査を行うことを可能にする資料の調査の目的のうへで-何らかの法律に基づいて、登録官によって作成された契約であって、第 165 条に基づき、特許出願の守秘及び非開示に関する条文を含む契約において、特許庁が関係を構築したイスラエル国内又は外国における機関への出願明細書の転送；
- (b) (a) の規定を遵守するうへで -
- (1) 審査官は、(a) (1) 及び(2) に特定されている書類のすべてを提出することを出願人に対して要求することができ、また、(a) (3) 及び(4) に特定されている書類のすべてを提出することを出願人に対して要求することができる；
 - (2) 審査官は、(a) (5) に言及されている調査の目的で、出願の明細書を送付することを出願人に対して要求することができる。
 - (3) 審査官は、(a) (1) から(4) までに列挙された書類が出願人以外の者によって同審査官へ提出された場合であってもそれらの書類を使用可能であり、また、そのような書類が出願人にとって未知であっても(a) (2) を適用するうへで、それらの書類を使用することができる；そのような書類は、出願人以外の者によって、(1) に基づく前述の要求に対する出願人による応答の日付から 2 月以内に限り、提出されるものとする。

第 18A 条 特許庁に対する出願人の通知義務

出願が受理されるまで、出願人は、第 18 条において言及されている参考文献又は刊行物の一覧における変更が出願人又は同出願人の代理人により留意された場合に、如何なる変更についても、特許庁に対して知らせることを維持するものとする。

第 18B 条 審査を支援する機関についての通知

登録官は官報において、特許庁が第 18 条(a) (5) に基づいて契約を締結した機関についての通知及び登録官が前述した条文に基づいて列挙された手段を使用する意向である出願のカテゴリについての通知を公表するものとする。

第 18C 条 審査手続の施行手段

第 18 条に基づく要求に対する出願人による応答において誤認を招く詳細が送達される場合、又は出願人が、第 18A 条の規定に基づいて更新する責務がある参考文献及び刊行物の一覧における実質的な変化について特許庁に対して知らせることを故意に維持しなかった場合であって、かつ、特許が付与され、又は出願が受理された場合 -

- (1) 裁判所又は登録官は、以下の 1 又は複数、彼らの前での手続遂行において、行うこと

ができる：

- (a) 特許を取り消すこと又は特許の付与を差し控えること；
 - (b) 裁判所又は登録官が特許権者の代理を行うようにして、場合に応じて、当事者間の契約によって、また、そのような契約が存在しない場合には、裁判所又は登録官によって決定された条件に基づいて、特許を実施するライセンスを要望する者へ、ライセンスを付与すること；
 - (c) 特許の期間を短縮すべきであることを命令すること。
- (2) 裁判所は、場合に応じて、誤認を招く詳細を送達した者又は特許庁に対して刊行物及び文献の一覧の更新を故意に遵守しなかった者に対して、刑法 5737 - 1967 の第 61 条(a) (1) に記載されている罰金を科すことができる。

第 19 条 審査の延期

発明が、第 16A 条に基づいていまだ公開されていない先願によって、全体又は部分的に特許性を有するには不適合と認定される場合、登録官又は審査官は、後願の審査が第 16A 条に基づく先願の公開後まで、又は出願人により請求される場合には、第 26 条に基づく先願の公告まで、若しくは先願の延期まで延期されることを指示することができる、また、自身の出願が不適合と認定された出願人による請求を受けた場合には、当該延期を指示しなければならない。

第 19A 条 審査の迅速化

(a) 合理的な説明を提供する出願人は、迅速な審査の実行のために、事実を裏付ける宣誓供述書とともに、正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる；とりわけ、以下が、合理的な正当化事由を構成するものとする：

- (1) 出願人の高齢又は健康状態；
- (2) 長官が通知した条件及び国における並行出願の審査によって審査を実施することの可能性に関する長官による通知；
- (3) 別の者が、特許権者の同意なしで、特許出願のクレームに基づいて発明の実施を開始したこと、又はその者がそのことを行うことができる確立された懸念が存在していること；
- (4) 第 15 条に基づく特許庁への出願の提出以降又は第 48 条 D に基づく国内段階への移行日以降の時間の経過が不当に長いこと、また、一段と具体的には、同型式の他の出願の審査開始と比較して、著しく長い時間が経過したこと。
- (5) 公共の利益；
- (6) 正当化事由を提供する酌量すべき情状。

(b) 出願人が、迅速に審査されることを申請した特許出願の延長又は延期に関する請求を提出したとき、延長の適用上、出願人が制御できず、かつ、防止できなかった状況によって、出願が出願人又は同出願人の代理人によって、請求を必要とされていることについて、登録官が認定しなかった場合に限り、請求は長官によって返却されるものとする；

(c) 出願人以外の者であって、出願人と連携しない又は出願人のために稼働しない者は、以下の 1 が発生する場合に、第 16A 条に基づいて公開された出願の迅速審査のために、事実を裏付ける宣誓供述書とともに、正当化事由を付した申請を長官へ提出することができる：

- (1) 設定された順番に従う特許出願の審査が、当該発明の分野で稼働する迅速審査申請の申請人に対して、本項に基づいて当該特許出願においてクレームされている製品又は方法の開

発又は製造において遅延を生じさせる可能性があることの確立された懸念が存在していること。

(2) 出願の第 15 条に基づく提出以降の又は第 48D 条に基づいて国内段階に移行した日以降の経過時間が、同型式のその他の出願の審査開始に到るまでの経過日数以降の著しく長い時間を考慮して、不当に長いこと。

(3) 公共の利益；

(4) 正当化を提供する酌量すべき情状。

(d) (a)又は(c)に基づいて前述した如何なる申請も、規定されている場合にはその規定された手数料とともに、特許庁へ提出されるものとし、かつ、出願人の名称及びイスラエル国内における書類の送達の宛先を含むものとする。

(e) (a)又は(c)に列挙された要件が満たされていると長官が認定した場合、審査は、審査を求める申請の提出日にできる限り近い時点で、かつ、規定されている場合には当該審査に関して規定された手数料の納付を条件として行われるものとするが、国内段階に移行した国際出願の場合には、審査は当該国際出願の提出日から、又は優先権が請求されている場合には先願の日付から 30 月の何れか早い方が経過する前に、審査は行われないものとする；当該出願の審査は、当該期間の経過後、できる限り速やかに行われるものとする。

(f) (b)及び第 164 条の規定に拘らず、(c)に基づく申請が提出された特許出願の審査においては、出願人に対して審査を延期することの選択肢は与えられないものとし、かつ、延長は認可されないものとするが、それは、出願人が制御できず、かつ、防止できなかった状況によって、延長が必要とされていると登録官が認定しなかった場合に限る。

(g) 本条に基づいて審査された出願が受理された場合、その事実は、第 26 条に基づく公告及び登録簿において注記されるものとし、また、特許庁によって使用される分類に従って、本条に基づいて早期審査の直前に審査されたその他の同型式の出願の日付及び番号に加えて、審査の日付が注記されることになる。

(h) 本条は、第 19 条に基づく登録官又は審査官の権限を損なうものではない。

第 20 条 瑕疵の通知

登録官又は審査官は、発明が特許性を有さず、又は出願が本章の第 1 節の規定を遵守していないと認定する場合には、出願人に対して、発明が特許性を有さない理由又は何が出願の瑕疵であるかを知らせるものとする。

第 21 条 瑕疵の補正

出願人が、規則によって規定された期間内に、発明が特許性を有さない根拠を取り除くこと、又は第 20 条に基づいて知らされた瑕疵の補正をなすことを履行しなかった場合、登録官は、出願を受理することを拒絶するものとする。

第 21A 条 出願受理の拒絶に関する再審理

登録官は、第 21 条に基づいて出願を受理することを拒絶した場合、出願人からの請求に応じて前述したように登録官が出願を受理することを拒否した日から 12 月以内に、申請が提出される場合には、当該拒絶を再考することができる。

第 21B 条 特許出願の取消

出願人は、特許の付与に先立って、自身の特許出願を取り消すことができる；しかしながら、登録官は、出願が不法に取り消されたと納得する場合には、自身によって定められた条件に基づいて取消を撤回することができる。

第 22 条 明細書の補正

出願人は、出願が受理される前の何れの時点においても、第 20 条に基づく通知の結果として、又は自身の発意の何れかで自身の出願における明細書を補正することができる。

第 23 条 補正後の出願日

実質的な性質の補正が明細書に加えられた場合、登録官は、第 4 条、第 5 条及び第 9 条の適用のうえで、次を判断することができる -

- (1) それらの補正と既存の明細書との間を区別可能である場合、補正の日付は、それらの補正が特許庁へ提出された日付となる；
- (2) それらの補正と既存の明細書との間を区別不可能である場合、出願全体の日付は、当該補正が特許庁へ提出された日付とする。

第 24 条 出願の分割

(a) 出願が受理されない限り、出願人は、当該出願が幾つかの出願に分割されることを要求する権原を有する。

(b) 出願が 2 以上の発明を含む場合、登録官は、当該出願を受理しない限り、出願人に対して、同出願人の出願を分割することを指示することができる。

(b1) (1) 本項において -

「審査中出願」 - 本項に基づいて審査されている特許出願；

「その他の出願」 - 審査中出願ではない特許出願であって、その日付が、第 9 条の適用上、審査中出願の一部に関して当該審査中出願に先立つもの；

(2) 登録官は、出願人が自身の出願に関して選択するときに限り、かつ、以下が審査中出願について事実である場合に限り、審査中出願、その他の出願若しくはそれらの両方の出願を分割すること、又はそれらの出願の各々におけるクレームの一部を取り除くことを指示することができる：

(a) 審査中出願の発明主題が、全体的又は部分的に、その他の出願の存在によって特許性を有さないものと認定されたこと；

(b) その他の出願の受理が、いまだ、第 26 条に基づいて公告されていないこと；

(c) その他の出願の発明主題が、全体的又は部分的に、審査中出願の存在によって特許性を有さないものと認定されたこと；

(c) 第 23 条の規定に従うことを条件として、(a) 又は (b) に基づいて分割された出願の各々の日付は、分割の元となる出願の日付と同一であるものとする。

第 25 条 出願人間の係争

出願が 2 以上の出願人によって提出された場合、かつ、出願の手續遂行が出願人間の係争に

よって停止されていると登録官が納得する場合、登録官は、自身によって定められた条件のうち、それらの出願人の一部の主導で行動することができるが、それは、行為の主導者が、当事者でない出願人に対して、登録官の前のあらゆる手続及び明細書においてなされた補正に係る通知を提供することを条件としている；しかしながら、登録官は、すべての出願人の同意を得てのみ、出願の取消請求を受け入れるものとする。

第 26 条 出願の受理の公告

(a) 出願が本節に基づいて受理された場合、登録官は、その受理の事実をインターネット上で公告するものとする。

(b) 公告は、以下を含むものとする -

(1) 発明者の名称及び特許庁によって使用されているカテゴリーに基づく当該発明のカテゴリー

(2) 出願人の名称；

(3) 出願日；

(4) 優先権が出願について主張された場合、先願が提出された加盟国、その提出国における特許庁によって当該先願に付与された出願日、番号又はその他の識別記号；

(5) 廃止；

(6) 登録官に対して提示されている、出願人への通知送達のためのイスラエル国内における宛先；

(7) 登録官が公告に含まれるべきであると納得している事項に該当する何らかのその他の詳細。

第 27 条 廃止

第 28 条 出願の受理は証拠となる

出願の受理は、1 のみの発明を含み、かつ、出願、明細書及び図面の様式に関する規定が遵守されていることを示す包括的な証拠となるものとする。

第 29 条 受理後の明細書の訂正

出願人は、自身の出願が本節に基づいて受理された後、自身が特許権者であるものとして、第 4 章の第 3 節に規定されている方法で当該出願における明細書を訂正することができる。

第 3 節 特許付与に対する異議申立

第 30 条 特許付与に対する異議申立のための期間

如何なる者も、第 26 条に基づく出願の公告日後 3 月以内に、書面による請求によって、登録官に対して、特許付与への異議を申し立てることができる。

第 31 条 異議申立の理由

以下は、特許付与に対する異議申立の理由である：

(1) 登録官が特許出願を受理することを拒絶することができた理由が存在すること；

- (2) 発明が、特許法第 4 条(2)に基づく特許性を有さないこと；
- (3) 出願人ではなくて、異議申立人が発明の所有者であること。

第 32 条 異議申立手続における登録官の権限

- (a) 登録官は、異議申立のすべて又は一部を受理することができ、それを拒絶することができ、又は出願に関する第 18 条、第 23 条及び第 24 条に基づく自身の権限を行使することができる。
- (b) 出願が分割されることを登録官が要求した場合、登録官は、第 26 条に基づいて分離された出願を公告してはならないものとする。

第 33 条 発明の所有権に対する意見の聴聞

- (a) 異議申立が第 31 条(3)に記載された理由で提出された場合、異議申立人は、特許が同異議申立人に対して付与されるべきであることの請求を行うことができ、また、登録官は、何らかのその他の救済に加えて、自身が発明の所有者であると立証した者へ特許を付与することができる。
- (b) 本条に基づく手続において、登録官は、当該事項において利害関係を有していると登録官が信じる如何なる者も参加させることができる。

第 34 条 異議申立取下後の登録官の権限

異議申立が第 30 条に基づいて正当に提出され、その後に取り下げられた場合、登録官は、異議申立の経過中に、出願がそもそも受理されるべきでなかったことの基因となる資料を見いだした場合には、出願された特許付与を拒絶することができる。

第 4 節 特許付与

第 35 条 異議申立が不成立の場合、特許は付与されるものとする

異議申立がその目的のために設定された期限までに提出された場合、又は異議申立が提出され、その後に取り下げられ、若しくは登録官若しくは裁判所によって最終的に却下された場合、特許は、そのような時点において発明の所有者である者へ付与されるものとするが、それは、登録官が第 34 条に基づく自身の権限を行使しなかった場合、又は異議申立を却下する登録官の決定が第 174 条に基づいて審判請求され、かつ、審判請求の提出に関する書面による通知が、当該審判請求の提出のための最終期日から 10 日後までに登録官へ送達されることがなかった場合に限られる。

第 36 条 登録及び証明書

特許の付与は登録簿に登録され、かつ、その効果についての証明書は当該特許の所有者に与えられるものとする。

第 37 条 責任上の保留

出願の審査及び特許の付与は、特許が有効であることを保証するものではなく、また、国又はそれに従事する者は、特許が付与されたことを理由として如何なる責任も負わないものと

する。

第 38 条 廃止

第 39 条 発明者の名称の記述

自身の発明に対して特許が出願された発明者又は同発明者の遺族は、発明者の名称が、明細書、登録簿及び特許証に記述されることを要求でき、また、登録官は、当該要求が所定の期限内であること及び所定の方法で提出されたことを条件として、第 40 条及び第 41 条の規定に従うことを条件として当該要求に応じるものとする。

第 40 条 発明の所有者及び特許権者の聴聞

発明者又は同発明者の遺族が、発明の所有者又は特許権者でないときに、発明者の名称が記述されることを請求する場合、登録官は、発明の所有者又は特許権者及び第 30 条に基づく異議申立手続がその時点で係属中である場合には、それらの手続の当事者であるそれ以外の者へ通知するものとする；登録官は、関与した者達が規定された期限内に請求した場合には、それらの者の意見の聴聞後に、自身の決定を提示するものとする。

第 41 条 応じられない要求

登録官は、出願と同様に聴聞することが適切であると信じる場合には、発明者の名称が記述されることの要求を受け入れてはならないものとし、その理由は、第 31 条(3)又は第 73 条に記載されているとおりである。

第 42 条 名称を記述しないことに係る規定の不存在

発明者が、自身の名称が記述されることを要求する権利を放棄する規定は、無効である。

第 43 条 名称の記述は、権利を授与しない

ある者の名称が発明者として記述されている場合、そのこと単独では、その者に対して、発明又は特許についての如何なる権利に対する権原も付与しないものとする。

第 5 節 追加特許

第 44 条 追加特許

(a) 特許権者が、特許(以下主特許という)が付与された発明の改良又は変更である発明の所有者である場合、その所有者は、第 2 発明に関する特許が追加特許として同特許権者に対して付与されることを請求することができる。

(b) 追加特許は、主特許又は何らかの追加特許によって保護される発明を超える進歩性を包含しないものであっても、(a)に基づいて、追加特許としての特許性を有する発明について付与されるものとする。

(c) 出願人が幾つかの出願を提出した場合、同出願人は、それらの出願のうちの 1 の特許が主特許として付与され、かつ、その他の出願についての特許が当該主特許の追加特許として付与されることを請求ことができ、また、(a)及び(b)が準用されるものとする。

第 45 条 追加特許の付与に関する制限

追加特許は、同特許についての出願が、主特許に係る出願の日付前に提出された場合には、付与されてはならないものとする。

第 46 条 包括的な証拠となる追加特許の付与

追加特許の付与は、当該特許の主題が主特許の改良又は変更であり、かつ、追加の特許に適合していることを示す包括的な証拠となるものとする。

第 47 条 追加特許の期間

追加の特許は、主特許が有効である限り有効であるものとし、かつ、当該追加特許について、第 56 条に基づく手数料の納付は不要とする。

第 48 条 主特許が取り消される場合における追加特許への影響

(a) 主特許が第 4 章の第 4 節又は第 7 章の第 2 節の規定によって取り消され、かつ、追加特許が当該主特許とともに取り消されなかった場合、その追加特許は、当該追加特許の特許権者が請求した場合には独立した特許になるものとし、また、その追加特許は、同追加特許について、第 56 条によって定められた手数料が、主特許についての手数料の納付に関して設定された時期及び額で納付されることを条件として、主特許が取り消されなかった場合には主特許が有効であったであろう期間の終了まで有効であるものとする。

(b) 主特許が取り消され、かつ、当該主特許が 2 以上の追加特許を有していた場合、(a) がそれらのすべてに適用されるものとする；

しかしながら、

(1) 第 56 条によって定められた手数料を納付する義務は、最先の出願日を有する追加特許のみに適用されるものとされ、かつ、すべてのその他の特許は、当該追加特許への追加であるとみなされるものとする；

(2) 複数の追加特許が相互の改良又は変更を構成していない場合、(a) がそれらの各々に対して、別個に適用されるものとする。

第 3A 章 国際出願

第 48A 条 定義

本章において、

「条約」 1970 年 6 月 19 日にワシントンで署名され、かつ、1979 年 9 月 28 日に改正された特許協力条約であつて、1984 年 2 月 3 日に、世界知的所有権機関(WIPO)のウェブサイト上における最新版において公表された規則(本法においては、条約に関する施行規則)を包含しているもの；この条約は、公衆の閲覧のために、特許庁において利用可能である。

「国際出願」 条約の第 4 条(1)(ii)に基づいて、仮にイスラエル国を宛先としていないものであつても、条約に基づいて提出された特許出願；

「国際事務局」 条約の第 2 条における意味の範囲内；

「宛先とされる事務局」 出願が条約の第 2 条に従つて提出される国内特許庁又は国際機関

「イスラエル国を宛先とした国際出願」 出願人が条約の第 4 条(1)(ii)に基づいてイスラエル国を宛先として、イスラエル国内又は別の国で提出された国際出願。

「国際調査報告書」 国際出願に含まれるクレームに基づき、条約の規則の意味に基づく何らかの先行する公表を見いだす目的のために、当該出願に含まれる発明の明細書及び添付図面に関連して、条約の第 15 条に従つて作成される報告書；

「予備審査報告書」 条約の第 33 条に基づいて、国際審査の対象となる、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に基づき実施される予備審査。

「補充見解書」 条約の規則 43bis において記述されているように、国際出願の対象となる発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する見解書

「国際調査機関」 条約の第 16 条において記述されているように、その任務において国際調査報告書の作成を含む国内特許庁又は国際機関。

「国内予備審査機関」 条約の第 32 条において記述されているように、その任務において予備審査報告書の作成を含む国内特許庁又は国際機関

第 48B 条 出願の提出

(a) 特許庁は、イスラエル国の国民及び居住者によつて提出された出願について宛先とされた事務局としての役割を果たすものとし、また、特許庁は、条約によつて規定されている限り、当該出願を取り扱い、かつ、当該条約によつて定められている手数料を徴収するものとする。

(b) 登録官は、その時点で有効である条約に定められた手数料の詳細及び額を官報に公表するものとする；(a)に基づくあらゆる額は、条約及び何らかのその他の法律の規定に従つて定められている機関及び管轄局あてに徴収され、かつ、送付される。

(c) 特許庁又は別の国における受理官庁へ提出された国際出願は、第 98 条及び第 103 条を適用するうえで外国で提出された出願とみなされるものとする。

(d) 本条において、「機関及び管轄官庁」は、特許庁を含む。

第 48C 条 出願に関する規定

本法の規定は、本章に特定された変更及び以下に特定された変更を伴つて、イスラエル国を宛先とした出願に適用されるものとする：

- (1) 第 11 条, 第 14 条, 第 15 条, 第 17 条(a)及び第 20 条の規定は, 適用されないものとする;
- (2) 第 16 条の規定は, 出願人が第 48D 条に規定されている条件を満たした出願に適用されるものとする;
- (3) 出願日は, 条約の規定に従って判断されるものとする;
- (4) 第 165 条(a)の規定は, 出願に関して, 条約に基づいて公表された情報に適用されないものとする;

第 48D 条 国内段階への移行

- (a) イスラエル国を指定している出願を提出した出願人は, 第 194 条に定められ, かつ, 条約の第 22 条又は第 39 条に記述されている国内の手数料(以下国内手数料という)を納付するものとする;
- (b) イスラエル国を指定している出願を提出した出願人は, 条約に定められた手数料若しくは国内手数料を条約若しくは規則に設定された期限までに納付しなかった場合, 又は規定された期限までに以下に特定された行為の 1 を満たさなかった場合には, 自身の出願を取り下げたとみなされるものとする:
 - (1) 出願の写しが条約の規定に従って特許庁へ送付されなかった場合に限り, その写しが特許庁へ送付されること;
 - (2) 出願が英語で提出されなかった, 又は公表されなかった場合に, 当該出願の認証された英語翻訳文が送付されること。
- (c) 登録官は, 条約の第 48 条の規定に基づく限りにおいて, 本条に基づいて設定された期間を延長することができる; しかしながら, (b) (2) の規定の適用上, 登録官は 3 月まで期間を延長することができ, また, 条約の第 48 条の規定のみに基づいて, 登録官は, 一段と長期にわたって期間を延長することができる。

第 48E 条 書類, 補正及び手数料

第 48D 条の規定を遵守した出願人は, 法務大臣がクネセト「憲法及び法と正義」委員会による承認を伴って規定しているように, 書類を特許庁へ提出し, 書類における補正を行い, かつ, 手数料を納付するものとする。

第 48F 条 出願の審査

- (a) 国際出願の審査は, 国内手数料の納付について第 48D 条に基づいて設定された期間の終了時点で行われるものとするが, 登録官は, 出願人が書面で請求し, かつ, 同出願人が本章の規定を遵守している場合には, その出願の審査を一段と早期に開始されることを命令することができる。
- (b) 出願は, 出願人の書面の同意による場合を除き, 条約の第 28 条及び第 41 条に設定された期間の終了前に受理されず, かつ, 却下されないものとする。
- (c) 審査官は, 出願に関して, 次のすべてが当てはまるか否かを審査するものとする:
 - (1) 出願における発明が, 第 2 章に基づいて特許性を有すること;
 - (2) 第 12 条, 第 13 条及び第 48D 条の規定が, 満たされていること;
 - (3) 廃止。

(d) 本条の規定が満たされていると審査官が認定する場合、同審査官は、出願を受理し、かつ、当該受理について、出願人に通知するものとする；受理の日付は、その通知に記述されるものとする。

第 48G 条 欠陥についての通知

(a) 出願における発明が特許性を有さないものである、又は第 12 条、第 13 条及び第 48D 条の規定が満たされていないと審査官が結論づけた場合、同審査官は出願人に対して、場合に依りて、当該発明の非特許性に係る根拠又は当該出願における欠陥について通知するものとする。

(b) (a)に基づく通知は、第 21 条を適用するうえで、第 20 条に基づく通知と同様に取り扱われるものとする。

第 48H 条 登録官の面前での聴聞

(a) 受理官庁が、イスラエル国を指定している出願に対して国際出願日を付与することを拒絶した場合、又は出願人が自身の出願を取り下げ、若しくは指定国としてのイスラエル国を自身の出願から削除したと受理官庁若しくは国際事務局が判断した場合において、出願人が登録官に対して、書面で、そのような却下又は判断を取り消すことを請求したとき、登録官はその事項について聴聞を開催するものとする。

(b) (a)に記述された却下又は判断が受理官庁又は国際事務局による錯誤又は脱漏によっていたと登録官が納得する場合、同登録官は、場合に依りて、以下を行うことができる、

(1) 錯誤又は省略が出願の中で犯されていなかったかのようにその出願を取り扱い、かつ、当該出願に対して国際出願日を付与すること；

(2) 出願人が、出願を取り下げている又は出願から指定国としてのイスラエル国を削除していないとみなすこと。

第 48I 条 国際調査機関及び国際予備審査機関

(a) 特許庁は、条約、同特許庁のウェブサイト上で公衆の閲覧に供される条約の第 16 条 (3) (b)に基づいて国際機関とともに結ぶ協定(本章においては協定)及び本章の規定に従って、イスラエル国民、イスラエル国内の居住者又はイスラエル国内において組織編成された法人によって請求された国際出願について、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割を果たすものとする。

(b) 特許庁は、(a)の規定を損なうことなく、協定の付属書に掲載された国の国民若しくは居住者又は当該国内で組織編成された法人によって提出された国際出願についても、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割を果たすものとする；登録官は、前述した諸国の一覧を官報に公表するものとする。

第 48J 条 国際調査報告書を作成するための申請

(a) 審査官は、以下の 1 が発生していると同審査官が納得していない限り、国際出願に関する国際調査報告書のための申請を受領した時点で、国際調査報告書及び補充見解書を作成するものとする：

(1) 国際出願が、特許庁が条約及び協定の規定に従って調査を実施しない分野に属するもの

であること；

(2) 発明の説明，クレーム又は図面が，意義のある調査を促せないものであること

(b) 国際報告書が(a)に記載された理由で作成されるべきではないと審査官が納得した場合，同審査官は，そのようになすことについて，正当化事由とともに，出願人及び国際事務局に対して通知し，かつ，国際出願に関する補充見解書のみを作成するものとする。

(c) (a)の(1)又は(2)において前述したことが，国際出願に含まれるクレームの一部についてのみ生じた場合，審査官は，同出願に含まれる残存するクレームについては国際調査報告書及び補充見解書を作成するものとし，かつ，当該報告書及び見解書において，それらが出願に含まれるクレームの一部についてのみ作成されたことに言及することになる。

(d) 審査官は，(a)に基づいて国際調査報告書を作成することの請求が提出された国際出願が2以上の発明を含むことを認めた場合，出願人に対して，そのことを通知し，かつ，追加の手数料(本条においては，追加手数料)を納付することを要請するものとする。

(e)

(1) 追加手数料が，条約によって定められた期間内に，一部又はすべてが納付された場合，審査報告書及び補充見解書は，前述した手数料が納付された国際出願に含まれるクレームによって定義された発明を取り扱うことになる；

(2) 追加手数料が(1)に定められた期間内に納付されなかった場合には，審査官は，国際出願に含まれるクレームにおける最初の発明について，国際調査報告書及び補充見解書を作成するものとする。

第 48K 条 予備審査報告書を作成するための申請

(a) 国際出願に関して予備審査報告書を作成するための申請が，国際調査報告書を作成するための国際出願が提出された後に限って特許庁へ提出された場合，審査官は，次の1が発生していると納得しない限り，国際出願に関する予備審査報告書を作成するものとする：

(1) 国際出願が，特許庁が条約及び協定の規定に従って予備審査を実施しない分野に属するものであること；

(2) 発明の説明，クレーム又は図面が，実質的な予備審査報告書の作成を可能としないものであること

(b) 予備審査報告書が(a)に記載された理由で作成されるべきではないと審査官が納得する場合，同審査官は，そのように為すことについて，正当化事由とともに，出願人に対して通知するものとする。

(c) (a) (1)又は(2)において前述したことが，国際出願に含まれるクレームの一部についてのみ発生した場合，審査官は，同出願に含まれる残存するクレームについて予備審査報告書を作成するものとし，かつ，当該報告書において，それらが出願に含まれるクレームの一部についてのみ作成されたことを言及するものとする。

(d) 審査官は，(a)に基づいて予備審査報告書を作成することの請求が提出された国際出願が2以上の発明を含むことを認めた場合，出願人に対して，そのことを通知し，かつ，クレームの数を減少すること，又は追加の手数料(本条においては - 追加手数料)を納付することを要請するものとする。

(e) (1) 条約によって定められた期間内に，クレームの数が減少され，又は追加手数料が一部若しくはすべてが納付された場合，予備審査報告書は，前述した手数料が納付された国際

出願に含まれるクレームによって定義された発明を取り扱うことになる；

(2) (1)に定められた期間内に、クレームの数が減少され、又は追加手数料が納付されなかった場合には、審査官は、出願に含まれる主発明を取り扱う箇所のみについて、予備審査調査報告書を作成するものとする。

第 48L 条 国際出願が 2 以上のクレームを含むとする審査官の決定に対する不服申立

(a) 第 48J 条(d)又は第 48K 条(d)によって通知された出願人は、第 161 条の規定に従って審査官の決定に対して不服を申し立てることができる(本条においては、不服申立)。

(b) 登録官は、法務大臣によって規定されているように、特許庁の業務従事者又は特許庁の幾名かの業務従事者からなる団体に対して、不服申立を審議する自身の権限を委任することができる。

(c) そのような不服申立を審議した者が、当該不服申立が実際に正当化されたと認定した場合、場合に応じて、これらの規定が、以下のとおり適用されるものとする：

(1) 出願人が第 48J 条(e) (1)又は第 48K 条(e) (1)に定められているように手数料を納付した場合、審査官は、国際出願に含まれるすべてのクレームに関して、必要に応じて、国際調査報告書又は予備審査報告書を作成するものとする。

(2) 出願人が第 48J 条(e) (2)又は第 48K 条(e) (2)において前述のように追加手数料を納付しなかった場合、審査官は、国際出願に含まれるすべてのクレームに関して、必要に応じて、国際調査報告書又は予備審査報告書を作成するものとする。

第 48M 条 特許について特許性を有するものとみなすために、国際調査報告書、補充見解書及び予備審査報告書に依拠すること

国際出願に関して作成された国際調査報告書、補充見解書及び予備審査報告書は、当該出願についての第 48F 条(c) (1)に基づく審査に関して、審査官を強制しないものとする；しかしながら、審査官は、当該審査の目的のために、それらに依拠することができる。

第4章 特許, その変更及び取消

第1節 特許に由来する権利

第49条 特許の実施に関する特許権者の権利及び制限

(a) 特許権者は, 如何なる他の者に対しても, 同意なしに, 又は不法に, 特許が付与された発明について, クレームに記載された方法又は当該クレームにおける定義からみて特許の発明主題の本質を包含する方法の何れかで実施すること(以下「侵害」という)を防止する権原を有する。

(b) 特許の付与は, 不法に, 又は何らかの法律に基づいて存在する権利に対する侵害を構成する方法で, 発明を実施することについての許可を構成しない。

第50条 特許の適用性

(a) 発明が方法を構成する場合, 特許は, そのような方法による直接の製造物にも当てはまるものとする。

(b) 製造方法の発明の適用について。侵害訴訟において, 被告人は, 同一の製品の製造のために自身によって使用された方法が特許で保護された方法とは異なることを立証しなければならない; 本項の適用のうえで, 特許権者の同意なしで製造された同一の製品は, 次の2の条件が当てはまる場合には, 別の形態で立証されない限り, 特許で保護された方法によって製造された製品とみなされる:

(1) 如何なる製造方法が同一の製品を製造するために実際に使用されたのかについて, 特許権者が, 合理的な努力によっても認定することができないこと;

(2) 同一の製品が, 特許で保護された方法によって製造されたことが, 高度に合理的であること。

第51条 国に対する特許の効力

特許は, 第6章の規定に従うことを条件として, 国に対して有効である; しかしながら, 民事手続改正(当事者としての国)法, 5718 - 1958の規定が適用されるものとする。

第52条 特許存続期間

特許の存続期間は, 出願日から20年間とする。

第53条 先の実施に基づく権利

特許が求められた発明についての基準日に, 発明をイスラエル国内において善意で実施し, 又は善意でその実施に向けて実際の準備を行った者は, その発明を自身で, かつ, 自身の事業の過程において, 無償で実施する権利が付与されるものとする; この規定の適用のうえで, 「基準日」とは, 特許出願がイスラエル国内で提出された日, 又はそのような出願に対して第10条に基づく優先権が主張されている場合には, 優先権の主張が依拠する先願の提出日である。

第 54 条 実施権の移転

第 53 条に基づく権利は、発明が使用された事業と一緒にない限り、移転、委譲又は相続による移転がなされてはならないものとする。

第 54A 条 ライセンスを取得するための実験的行為

特許が失効する前に製品を市販するためにライセンスを得ることの尽力の一部である実験的行為は、以下の 2 の条件が満たされている場合には、「発明の実施」を構成しない：

(1) ライセンスを得ることの尽力は、ライセンスを得る目的のために、イスラエル国又は別の国においてなされており、そこでは、特許で保護された発明について、その特許が失効する前に、ライセンスを得るために実験的行為が許可されていること；

(2) 本条の条件に基づいて製造された製品が、特許が有効である間又はその後に前述したライセンスを得ること以外の目的で、使用されていないこと；

本条の適用に関して、「ライセンス」とは、製品を市販するために本法に基づいて要件とされる証明、許可又はその他の文書。

第 55 条 先行発明による国の権利

(a) 国は、他者へ特許付与された発明について、次の場合には、その要件に必要な程度まで、かつ、特許権者又は当該特許におけるその他の権利の所有者に対してロイヤルティ又はその他の賠償金を支払わずに、実施することができる -

(1) 発明が、特許出願が提出される日付前、また、その出願について優先権が第 10 条に基づいて主張されている場合には、海外での出願日前に、第 132 条に記述されるように、第 137 条に基づいて通知を行わなければならない国の業務従事者によって発明された職務発明でもあること；

(2) (1)に記載された職務発明について、発明者、国又はその発明における権利が移転された者の何れかによって、イスラエル国又はその他の何れかの国において、保護が主張されていないこと；

(3) (1)に記載された日付前に、職務発明が、所定の登録簿に、所定の方法で、登録されたこと。

(b) (a)の規定は、第 137 条に基づく通知を行う必要のない者によってなされた発明にも適用されるものとするが、それは、当該発明についての権利が国へ移転され、かつ、(a)に記載されたその他の条件が、そのことに関して遵守されている場合に限る。

(c) 国が(a)に基づいて発明を実施することが許容されている場合、政府は、国の要件においてのみ国との契約に基づいて行為を行う者による実施についても許可することができる。

(d) 本条の規定は、第 8 章に基づく国の業務従事者の権利、契約による権利又は発明を国へ移転した者に付与された権利を損なわないものとする。

第 2 節 手数料の納付についての効果は、条件付きのものであること

第 56 条 手数料の納付

特許権者が、前述されている期日において、クネセト財務委員会による承認とともに、所定の手数料(以下「更新手数料」という)を納付した場合、その特許は、第 52 条に規定されてい

る全期間有効になるものとする；当該手数料が納付されなかった場合には、同特許の効果は、手数料の納付のために定められた期限で、失効するものとする。

第 57 条 手数料納付のための期間の延長

更新手数料がその納付のために定められた期限までに納付されなかった場合、当該更新手数料は、その期限後 6 月以内に、規定されている手数料の割増し額を伴って納付することができ、また、そのことが行われたときには、手数料は、第 56 条に基づいて当該納付のために規定されている期日において納付されているとみなされるものとし、かつ、特許は失効していないとみなされるものとする。

第 58 条 特許の失効についての公表

第 57 条に基づく期間が期限切れになり、かつ、手数料が同条に基づいて記載されたとおりに納付されなかった場合、登録官は、特許の効力が失効したことの通知を官報において公表するものとする。

第 59 条 手数料不納のために失効した特許の回復

更新手数料の不納のために失効した特許の所有者は、登録官に対して、所定の方法及び様式において、当該特許の回復を申請することができるが、それは、特許権者が申請(以下「回復申請」という)を提出するときに、当該目的のために規定されている特別な手数料を納付することを条件とする。

第 60 条 特許回復のための申請の公表

更新手数料が合理的な原因によって納付されず、特許の効力が失効することを特許権者が意図せず、かつ、不納の事実が特許権者又は手数料の納付について特許権者を代理する者へ周知されるようになった後できる限り速やかに、特許効力回復のための申請が提出されたことについて、登録官が納得している場合、同登録官は、未納の更新手数料が申請人によって納付された時点で、その申請について官報において公表することを指示するものとする。

第 61 条 回復に対する異議申立

何人も、登録官が官報における申請の公表を命令する根拠を有していなかったことを理由として、公表日後 3 月以内に回復の申請に対して異議を申し立てることができる。

第 62 条 回復申請についての聴聞

異議申立が提出されず、又は異議申立が提出されたが却下された場合、登録官は、回復のための命令を行うものとし、また、同登録官は、自身が規定するものとする条件に従うことを条件として、回復を行うことができる。

第 63 条 特許が失効し、その後に、回復されている発明の使用

ある者が、特許が失効した発明について、その特許の失効が第 58 条に基づいて公表された後に、イスラエル国において実施を開始した場合、又はある者が、当該公表日後に、その実施のための実際の準備を行った場合、その者は、特許が回復された後であっても、自身の事業

の要件についてのみ当該発明を実施し続ける権利が与えられるものとする。

第 64 条 実施の権利についての移転

第 63 条に基づいて発明を実施する権利は、当該発明が使用された事業と一緒にない限り、移転、委譲又は相続による移転がなされてはならないものとする。

第 2A 節 保護期間の延長

第 64A 条 定義

本節においては、以下のとおり、定義する -

「医療製剤」 獣医学において使用される製剤及び静脈内注入されることが意図された栄養価の製剤を含む、処理が施された何らかの形態の治療薬剤；

「材料」 医療製剤の活性成分又は当該成分の塩、エステル、水和物若しくは結晶形；

「市販許可」 参照特許によって保護される医療製剤又は医療器具のための市販許可；

「基本特許」 材料の製造方法、材料の使用、材料を包含する医療製剤、材料を包含する医療製剤の製造方法又はイスラエル国内におけるライセンスを必要とする医療器具(以下「医療器具」という)を含む、材料を保護する特許；

「承認国」 第 1 附則に列挙されている国；

「承認欧州国」 第 1 附則の B 部に列挙されている国

「参照特許」 承認国における特許であって、当該特許がイスラエル特許と並行であるか否かに拘らず、イスラエル国内における基本特許においてクレームされている、材料の製造方法若しくは材料の使用、材料を包含する医療製剤、材料を包含する医療製剤の製造方法又は医療器具を保護する承認国における特許；

「参照特許についての延長命令」 以下の 1 が適用される参照特許によって保護されている、材料を含有する医療製剤又は医療器具に関する参照特許の期間の 1 日以上の延長を承認する命令又は許可：

(1) 延長命令がアメリカ合衆国内において付与済(特許存続期間の延長)であり、かつ、その効力の期間は、市販ライセンスを提供することについて認定された機関によって最初の市販ライセンスを提供する目的のための査閲の期間に従って、そのように為すことを認定された機関によって判断される。延長は、参照特許が付与された後に、当該参照特許によって保護される医療製剤又は医療器具についての臨床試験期間の半分を全面的に付加しつつ、そのような査閲期間中に、延長命令の申請人が即時性を主張しなかったと判断された期間を差し引いて、有効となるものとする；

(2) 延長命令が承認欧州国において付与済(補足保護証明)であり、かつ、その効力の期間は、参照特許についての提出日以降、最初の市販ライセンスの付与日に到るまで経過した期間につき、5 年を差し引いて、考慮して判断される；

(3) 延長命令が承認国において付与され、かつ、参照特許の期間を、(1)又は(2)に基づく命令を発令することの決定に到るまで、又はそこに予定されている一段と早期の日付に到るまで、一時的に延長すること(以降 - 一時的命令)ことが指定された。

「ライセンス許諾」 第 54A 条に定義されているものとしての。

第 64B 条 基本特許の延長

本節に特定されている条件が満たされていると登録官が納得する場合、同登録官は、次を条件として、本節の規定に従って特許の有効期間を、命令(以下「延長命令」という)により延長するものとする -

- (1) 延長命令の申請が、誠意をもって提出されたこと；
- (2) 延長命令によって与えられた保護の範囲が、基本特許によって与えられる保護を上回らないこと。

第 64C 条 基本特許の延長申請

- (a) 基本特許の出願人、基本特許の特許権者及び基本特許又は基本特許出願における排他的ライセンスの所有者は、延長を申請できる。
- (b) 共同で保持された基本特許又は基本特許出願に関する延長命令は、各共同特許権者について適用することができる。
- (c) 基本特許の出願人、特許権者、一部の共同特許権者又は排他的ライセンスの所有者が延長命令の付与のための申請を共同で行わなかった場合、それらの者は、延長命令を申請する者(本条において申請人)によって、応答者として共同のものとなされるものとする。
- (d) 本条に従って共同の応答者となった者が、手続について参加しなかった場合、当該者は、費用を納付する義務を負わないものとする。
- (e) 延長命令の申請が提出された後速やかに、登録官は、その申請の提出についての通知を官報に公表するものとする；その通知は、申請された延長命令が関連する申請人の名称、申請の日付及び基本特許の番号を含むものとする。

第 64D 条 延長命令の付与に関する条件

登録官は、次の条件が満たされていない限り、延長命令を付与してはならないものとする：

- (1) 材料、その製造方法若しくはその使用、材料を包含する医療製剤若しくはその製剤の製造方法又は医療器具が、基本特許においてクレームされ、かつ、当該基本特許が有効であること；
- (2) 医療製剤に関して、材料を包含する医療製剤は、薬剤師に係る法 [新版] 5741 - 1981(以下「薬剤師法」という)の第 47A 条に従って、医療製剤に係る登録簿に登録されること；
- (3) (2)に記載された登録は、材料が医療用途のために、イスラエル国内で使用されることを許可する最初の登録であること；
- (4) 延長命令が、基本特許に関して、又は材料に関して、以前に付与されなかったこと；
- (5) 市販許可がアメリカ合衆国において付与された場合、参照特許の延長命令もアメリカ合衆国において付与されており、かつ、いまだ期限切れではないこと；
- (6) 市販許可が承認欧州国内において付与された場合、参照特許の延長命令も同国において付与されており、かつ、いまだ期限切れではないこと；
- (7) 市販許可がアメリカ合衆国及び少なくとも 1 の承認欧州国内において付与された場合、参照特許の延長命令もアメリカ合衆国及び同承認欧州国内において付与されており、かつ、いまだ期限切れではないこと；

第 64E 条 延長付与申請の審査

(a) 延長命令の申請が、その申請を提出する権利を有する者によって、規則に定められた方法で提出されたとき、登録官は、その申請についての審査を提出後 60 日以内に開始するものとする。

(b) (a)に拘らず、延長命令の申請が、基本特許が付与される前に、対応する条項に基づいて定められているとおりに提出された場合、その延長命令の申請は、基本特許が付与される前には審査されないものとし、かつ、以下が適用されるものとする：

(1) 基本特許出願の審査は、延長命令に関する提出日から 30 日以内に着手するものとし、かつ、できる限り速やかに完了するものとし、また、そのように為すために、長官は、本法において、又は本法に従って規定された期間を短縮することができる；

(2) 参考文献の一覧又は先行技術の一覧が、延長命令の付与に関する提出日前に第 18 条に基づいて前述したとおりに提出されなかった場合、申請人は、それらを、延長命令に関する自身による申請とともに提出するものとする。

(c) 本節に規定されている要件が満たされたことについて、長官が認めた場合、又は長官に着目されるようになった場合、長官は、延長命令を付与するための申請に係る審査の完了後 60 日以内に、その結果についての通知であって、延長命令を付与することの自身の意向及び命令が有効となる期間を含む通知を、インターネット上で公表するものとする。

(d) 本節に規定されている要件が満たされなかったことについて、長官が認めた場合、又は長官に着目されるようになった場合、長官は、延長命令を付与するための申請に係る審査の完了後 60 日以内に、延長命令の申請の却下に係る通知を公表するものとする。

(e) (d)の規定に拘らず、第 64D 条における(1)から(4)までに規定されている要件が満たされ、市販許可がアメリカ合衆国若しくは少なくとも 1 の承認欧州国又はその両方において付与され、かつ、参照特許の延長命令が第 64D 条における(5)、(6)又は(7)のそれぞれにおいて前述したとおりにいまだ付与されていないことについて登録官が認めた場合、又は登録官に着目されるようになった場合、以下が適用されるものとする：

(1) 登録官は、前述した条件が満たされ、かつ、参照特許の延長について命令が前述したとおりにいまだ付与されていないことを自身が認めた日から 60 日以内に、参照特許の延長命令が基本特許の有効期間中に付与されることを条件として、延長命令を付与することの自身の意向及び命令の有効期間についての通知を、インターネットにおいて公表するものとする。

(2) 参照特許の延長命令が前述したとおりに付与され、又はその命令を付与するための申請が明確に否定された場合、申請人は、その事実について、当該命令が付与又は否定されたそれぞれの日から 90 日以内に、長官に通知するものとする。

(3) 参照特許の延長命令が、前述したとおりに、基本特許の期間の終了前に付与されたことについて長官が認めた場合、長官は、基本特許の期間の終了後に(2)に基づく命令の付与に関する申請人による通知が同長官に送達されたとしても、その通知が同項に記載されている送達に関して定められた 90 日以内に送達されたことを条件として、(c)に従う通知(本節においては-補充通知)をインターネットにおいて 60 日以内に公表するものとする；本項の規定は、基本特許に関して補充通知が既に公表され、かつ、当該基本特許が第 64J 条(3)に基づいていまだ期限切れとなっていない場合には、適用されないものとする。

(4) 参照特許の延長命令が、前述したとおりに、基本特許の期間の終了前に付与されず、又は申請人が、参照特許の延長申請が(2)に記載されているとおりに付与された事実を長官に通

知しなかったことについて長官が認めた場合、又は長官に着目されるようになった場合、延長命令は、永久的又は一時的の何れであっても、付与されないものとし、かつ、長官は、基本特許の期間の終了又は(2)に定められている期間の終了の何れか遅い日から60日以内に、(1)に基づいて申請を付与することについての自身の意向の撤回に関する通知を公表するものとする。

(g) 長官は、(c)又は(e)(1)若しくは(3)に基づいて延長命令を付与することの自身の意向に関する通知において、場合に応じて、延長命令の付与のための申請についての審査が同項に基づいて完了した日に関する自身の裁量による情報が存在する場合には、その情報に基づくようにして、第64I条(a)の規定に基づく命令の有効期間を提示するものとする；本項の規定は、第64I条及び第64J条の規定を損なわないものとする。

第64F条 異議申立

何人も、延長命令の付与及び当該命令が有効となる期間について、登録官に異議を申し立てる権利を有する。異議申立は、必要に応じて、第64E条(c)又は(e)(1)若しくは(3)の規定に基づく通知が公表された日付後3月以内に、登録官へ通知を送達することによってなされるものとする。

第64G条 異議申立の理由

(a) 登録官が、命令のための申請において請求されているように、延長命令を付与しない、又は延長命令の有効期間を変更することの権限を有することが基づく如何なる根拠も、場合に応じて、命令の発令又はその有効期間に対する異議申立の理由となる。

(b) (a)に拘らず、第64E条(e)(3)に基づく長官の補充通知において公表されている命令の発令又はその有効期間に対する異議申立の理由は、第64E条(e)(1)に基づく延長命令を付与することの意向についての通知に対する異議申立において具申することができた理由に関してではなく、参照特許に関する確立した延長命令のみに関連するものとなる。

第64H条 延長命令の付与

(a) 登録官は、異議申立がその提出のために定められた期間の終了までに提出されず、かつ、異議申立が、以下の規定に従って提出された場合には、延長命令を付与するものとする：

(1) 異議申立が延長命令の発令に対して提出された場合、登録官は、異議申立が取り消され、又は登録官若しくは裁判所によって最終的に却下されたときには、延長命令を付与するものとする；

(2) 異議申立が延長命令の有効期間に対して提出された場合、登録官は、当該異議申立に関する最終決定が登録官又は裁判所によってなされた後に、延長命令を付与するものとする。

(b) 延長命令は、第52条に記載されている基本特許の期間の終了時点において有効になるものとする。

(c) 延長命令は、登録簿に登録されるものとする。

(d) 登録官が延長命令を付与した場合、基本特許の所有者は、延長命令が有効であるあいだ、何人に対しても、材料、その製造方法、その使用又は医薬製剤若しくはその製造方法が基本特許のクレームにクレームされている限りにおいて、当該材料を包含する医療器具又は当該医薬製剤を、同所有者の許可なしで、市販すること又は市販するために製造することを阻止

することができる。

(e) 延長命令が(d)の規定による違反において違反されていた(以下「延長命令違反」という)場合、基本特許の所有者又は排他的ライセンスの所有者は、第 183 条に規定されているすべての救済を受ける権利を有するものとし、かつ、第 11 章の規定が、場合に応じて必要な変更を加えて、延長命令の違反に適用されるものとする。

(f) 延長命令は、本条に特定されている権利から逸脱した如何なる権利も与えないものとする。

第 64I 条 延長命令の有効期間

(a) 延長命令は、第 64J 条の規定に従うことを条件として、一時的な命令の例外を伴って、承認国における参照特許の延長命令の効力によって参照特許に付与された延長期間のなかで最短の延長期間と同等の期間のあいだ、有効になるものとする；しかしながら、前述した延長期間は、定義「参照特許についての延長命令」に係る(1)及び(2)に列挙されていない期間を含まない。

(b) ライセンスがイスラエル国内においてのみ適用された場合、延長命令は、ライセンスのための申請が提出された日から当該ライセンスが付与された日までの期間と同等の期間のあいだ、有効になるものとする；それは、申請が、申請人の名において、誠実に、かつ、適切な送付をもって、提出され、かつ、取り扱われたことを条件とする。

第 64J 条 期間に関する制限

第 64I 条の規定に拘らず、

(1) 延長命令の有効期間は、第 52 条に記述された期間から 5 年を超えてはならないものとする；

(2) 基本特許及びそれに伴う延長命令に基づく、材料、その製造方法、その使用、当該材料を包含する医療製剤、当該医療製剤の製造方法又は医療器具に関する特許の期間及び延長命令の期間の総計である全期間は、ライセンスが 1 の承認国において受理された最先の日付後 14 年以前に終了するものとする；

(3) 第 64E 条(c)又は(e) (3)に基づく、延長命令又は延長命令を付与することの意向に係る通知の有効期間は、一時的な命令の永久的な命令との置換を除き、承認国の 1 において参照特許に関する延長期間が失効し、又は参照特許が撤回された最初の日付以前に失効するものとする。

第 64K 条 延長命令の取消及びその有効期間の変更

登録官は、延長命令の付与又はその有効期間の実体に対して異議を申し立てることが可能な理由が存在していると自身が結論づける場合、基本特許又は排他的ライセンスの所有者でない者による申請に応じて、延長命令を取り消すこと、又はその有効期間を変更することができる；時効に関する法律は、本条に基づく取消の申請に適用されないものとする。

第 64K1 条 法的手続の経過中における有効期間の取消及び変更のための申請

(a) 延長命令の違反に関する手続が裁判所に係属しているあいだに、延長申請を取り消すため、又はその有効期間を変更するための申請が提出される場合、登録官は、裁判所が許可す

るときにのみ、その申請について聴聞を行うものとする。許可が与えられたとき、登録官は、当該手続に関与するすべての当事者らに対して、同当事者らの意見を自身へ提示する機会を与えた後、当該申請について決定を下すものとする。

(b) 延長命令を取り消すため、又はその有効期間を変更するための申請が登録官へ提出された後に、延長命令の違反に関する手続が裁判所で開始された場合、登録官は、裁判所がその目的について別の形態で発令しなかった場合に限り、当該申請についての聴聞を続行するものとする。

第 64L 条 延長命令及び延長付与の意向に関する通知の失効

有効期間の延長命令及び延長付与の意向の通知は、次の各々の場合に失効することになる：

- (1) 第 64J 条の規定に従うことを条件として、第 64I 条に記述された期間が終了する日；
- (2) 基本特許の所有者が第 64M 条に基づく手数料を納付しなかった場合、当該手数料の納付期間の終了時点；
- (3) 材料を包含する医療製剤の登録が取り消された場合、当該登録が取り消された日；
- (4) 基本特許が取り消された、又は材料、材料の製造方法、材料の使用、当該材料を包含する医療製剤若しくはその製造方法若しくは医療器具が、特許に基づいてもはや保護されないかたちで変更された場合、取消又は変更が有効となった日以降。

第 64M 条 手数料

(a) 基本特許の所有者は、延長命令に関する手数料(以下「延長命令手数料」という)を、規則に定められた期限、かつ、定められた額で、納付するものとする；その手数料が納付されなかった場合、命令は、当該手数料の納付について定められた時点で失効するものとする。

(b) 第 57 条から第 64 条までの規定は、用語「特許」については「延長命令」、及び用語「更新手数料」については「延長命令手数料」に、それぞれ置き換えられることとして、(a) に基づく手数料に適用されるものとする。

第 64N 条 廃止

第 64O 条 期間

(a) 延長命令の付与のための申請は、手数料が、薬剤師規則に基づく医療製剤の登録日から 90 日以内に納付された後、所定の方法で提出されるものとする。

(a1) 何らかの詳細欠落又は誤りが延長付与のための申請に認められた場合、長官は、そのことについて申請人へ通知するものとし、かつ、申請人は、その通知の日から 2 月以内に、欠落した情報を提出し、又は誤りを正すものとする；申請人が当該期間内に、欠落情報を提出せず、又は誤りを正さなかった場合には、長官は、当該延長付与のための申請を拒絶することになる。

(b) 長官は、延長付与のための申請に関する審査むについて、当該審査を開始した日又は(a1)において記述されているとおりに、欠落情報を提出し、若しくは該当する誤りを正した日の何れか最新の日から 60 日以内に、第 64E 条(a)に従うことを条件として、完了することになる。

(c) 長官は、延長命令の発令又は有効期間に対する異議申立における決定を当該異議申立が

提出された日付から1年以内に下すものとする。

(d) 第64E条(e)の規定を損なうことなく、かつ、第64D条(1)に拘らず、長官は、(b)に記述されているとおりに、申請の審査を完了するものとする；異議申立が提出された場合には、コミッショナーは、基本特許の期間の終了までで、かつ、その適用のうえで自身が本条に規定された又は本条に基づく期間を短縮することができる限りにおいて、(c)に従うことを条件として決定をなすものとする。

第64P条 公表

登録官は、以下に関する通知を、インターネットにおいて公表するものとする、

- (1) 延長命令の付与申請の提出；第64C条(e)に記述されているとおり；
- (1a) 第64E条に基づいて前述されているとおりに、延長命令付与に関する意向及び延長命令が有効となる期間；
- (2) 延長命令の付与及びその有効期間；
- (2a) 延長命令の取消又はその有効期間の変更；
- (3) 延長命令又は延長命令付与に係る意向の通知の失効
- (4) 廃止
- (5) 延長命令のための申請の拒絶又は延長命令の付与についての通知の撤回に係る通知。

第64Q条 廃止

第3節 特許の訂正

第65条 訂正する権利

特許権者は、明確化するために特許明細書を訂正すること、明細書における誤りを削除すること又はクレームを限定することを申請することができる。

第66条 訂正の条件

登録官は、訂正が明細書におけるクレームの範囲拡張をもたらさず、かつ、本質的に当初から明細書内に含まれていなかった如何なるものも当該明細書に付加しないと自身が納得する場合は、その訂正を許可するものとする；訂正に対する許可が付与されたことについての通知は、官報に公表されるものとする。

第67条 訂正に対する異議申立

何人も、明細書を訂正することについての許可の付与に対して、登録官へ異議を申し立てることができる；異議申立は、訂正許可の付与に係る通知が公表された後3月以内に、登録官あての申請によってなされるものとする。

第68条 異議申立の理由

訂正の許可付与に対する異議申立の根拠は、次のとおりである：

- (1) 登録官が訂正許可を拒絶する権原を有する理由が存在すること；
- (2) 訂正が、請求された目的を達成していないこと。

第 69 条 誤記の訂正

(a) 特許権者は、明細書における誤記について訂正を申請することができ、かつ、登録官は、その訂正が誤記のみを訂正するものであると納得している場合には、当該訂正を許可するものとする。

(b) 登録官は、自身の裁量で、かつ、特許権者の同意を得て、自身が明細書において認知した誤記を訂正することができる。

第 70 条 法的手続中の訂正の申請

(a) 特許の侵害又は取消に関する手続が裁判所に係属しているあいだに、当該特許の訂正について申請が提出された場合、登録官は、裁判所により許可されている限りにおいて、その申請を取り扱うものとする。

(b) 許可が与えられている場合、登録官は、それらの手続に関与するすべての当事者らに対して、当該当事者らの意見を自身へ提示する機会を与えた後に、申請について決定を下すものとする。

(c) 明細書の訂正のための申請が登録官へ提出された後に、特許侵害に関する裁判所の手続が開始される場合、登録官は、裁判所がその事項についてその他の命令を行っていないときには、申請について聴聞を為すことを続行するものとする。

第 71 条 訂正の登録

訂正に対する異議申立が提出されていない場合、当該異議申立が提出されたが、登録官の決定若しくは終局判決によって拒絶された場合、又は明細書を訂正することについての許可が第 190 条に基づいて裁判所によって与えられた場合、登録官は、その訂正を登録簿に記入するものとし、また、その記入日以降、訂正された明細書は、当初からの様式で受理されているものとして取り扱われるものとする。

第 72 条 訂正の許可は、その有効性の包括的な証拠となること

訂正の登録は、当該登録が不正に得られたものでない限り、その訂正が第 66 条に基づいて許可可能であることの包括的証拠となる。

第 4 節 特許権者の申請における特許の取消又は撤回

第 73 条 特許権者の申請における特許の撤回又は取消

(a) 特許権者は、付与された特許を撤回し、又は取り消すことを、登録官へ申請することができる。

(b) 登録官は、申請人の費用負担で、本条に基づいて特許を撤回し、又は取り消す申請を、インターネットにおいて公表するものとする。

(c) ある者が、本条に基づいて特許を撤回すること又は取り消すことについての申請によって自身が損害を被るとみなしている場合、その者は、申請が公表された後、また、申請が 2 回以上公表された場合には最終の公表日の後、3 月以内に、所定の方法で、異議申立を登録官へ提出することができる。

(d) (c)に基づいて異議申立が提出されなかった場合、登録官は、特許権者が請求した場合には、特許を撤回し、又は取り消すものとする。

(e) 異議申立が提出され、かつ、登録官の面前での聴聞を結論づけた決定において、同登録官によって取り消され、拒絶され、又は部分的に許可された場合、登録官は、同登録官の決定に対して審判請求が提出されておらず、かつ、第 35 条に記述されている通知が同条に規定された期限までに提示されなかった場合に限り、特許を撤回し、又は取り消すものとする。

(f) 特許に関する手続が裁判所に係属しているあいだに、撤回又は取消のための申請が特許権者によって提出された場合、登録官は、同特許を撤回すべきか又は取り消すべきかを決定するものとする；(a)から(e)までの規定は、本項に基づく申請にも適用されるものとする。

(f) 登録官は、特許の取消又は撤回についての通知を、インターネットにおいて公表するものとする。

第 73A 条 取消又は撤回の効力

(a) 特許が、特許権者の申請において最終的に取り消された場合、登録官は、その取消を登録簿に記入するものとし、また、当該特許は、決して付与されなかったものであるかのように取り扱われるものとする。

(b) 特許が、特許権者の申請において最終的に撤回された場合、登録官は、その撤回を登録簿に記入するものとし、また、当該特許は、第 73 条(a)に基づく申請が提出された日に撤回されたものとして、取り扱われるものとする。

第 5 節 特許権者ではない者による申請における特許の取消

第 73B 条 特許権者ではない者による申請における特許の取消

登録官は、特許の所有者ではない者による申請において、特許を取り消すことができるが、それは、当該申請において、特許付与に対して異議を申し立てることが可能であった理由が存在していると、同登録官が認めた場合に限られる；時効に関する法律は、本条に基づく取消のための申請には適用されないものとする。

第 74 条 裁判所に係属している申請についての登録官の前での手続

(a) 第 4 節に基づく撤回のための申請又は第 4 節若しくは本条に基づく取消のための申請が、同特許の侵害又は取消に関する裁判所の手続が係属しているあいだに、登録官へ提出される場合、登録官は、裁判所による許可を得ている場合に限り、その申請についての聴聞をなすものとする。

(b) 許可が与えられている場合、登録官は、それらの手続に関与するすべての当事者らに対して、同登録官の面前で当該当事者らの意見を述べる機会を与えた後に、申請についての決定を下すものとする。

(c) 特許の侵害に関する裁判所の手続が、同特許の取消のための申請又は撤回のための申請が登録官へ提出された後に、開始された場合、登録官は、裁判所がその事項に対して別の命令を行わなかった場合には、当該申請について聴聞を続行するものとする。

第 75 条 取消命令の効力及び登録

(a) 本節に基づく取消命令は、当該命令に対する審判請求の提出期間後 30 日の終了時点で、有効となるものとする；しかしながら、当該命令に対する審判請求が提出された場合には、裁判所は、その有効となる時期を延期することができ、又は有効となる時期若しくはその延期に関する条件を、適正と判断するとおりに、設定することができる。

(b) 特許が本節又は第 182 条に基づいて最終的に取り消された場合、登録官は、その取消の事実を登録簿に記入するものとし、また、同特許は、特許付与されなかったものとして取り扱われるものとする。

第 5 章 特許の所有権

第 76 条 発明所有権の推定

特許出願を提出した者は、反論が立証されない限り、発明の所有者とみなされる。

第 77 条 共同所有権

(a) 発明又は特許は、複数の者による共同所有とすることができる。

(b) 発明又は特許が複数の所有者を有している場合、それらの者は、相互の権利の適用について、同等に共有する所有者とみなされるものとするが、それは、当該所有者間の書面による契約又は法律によって、相違する割当てが定められていないことを条件とする。

第 78 条 特許についての共有者の権利

特許の所有権における各共有者は、当該共有者の相互の書面による契約又は法律による別途の規定が存在しないことを条件として、同特許の主題である発明を、合理的な方法で実施する資格が与えられる；しかしながら、当該実施が別の共有者による実施を妨げる場合には、共有者は、実施している共有者からの妥当なロイヤルティ又は同共有者によってもたらされる利益の分配について要求する選択肢を有する。

第 79 条 特許についての 1 の共有者から獲得した者の権利

ある者が、共有者のうちの 1 から、共有特許を利用した製品、又は当該特許によって保護されている方法によって製造された製品を誠実に獲得する場合、その者は、単独の特許権者から製品を獲得した者と同様に取り扱われるものとする；ある者が、獲得は誠実に行われなかったと主張している場合には、同者は、立証の責務を負うものとする。

第 80 条 共有特許の所有権の移転

特許の各共有者は、自身の所有権の持分を他の共有者の同意なしに移転することができるが、それは、当事者が、別途相互間に合意しておらず、かつ、その契約の事実が登録簿に登録されていないことを条件とする。

第 81 条 共有者に対して指示する裁判所の権限

(a) 特許についての共有者の一部による申請に対して、裁判所は、特許又は同特許における権利の行使に係る一定の行為を実行すること、当該行為の実行に対してライセンスを付与すること、又は同特許に関連するその他の事項について、他の共有者に命令することができ、また、裁判所は、申請者のうちの 1 に対して、当該申請及び妥当とみなすことができる条件に従って、応答者らの代理で行為を実行する権限を与えることができる。

(b) 命令は、以下の場合は、本条に基づいてなされてはならない、

(1) 命令が、破産における管財人、収益管理人、清算人、管理人又は遺言の執行人の権利又は責務に対して不利なものである場合；

(2) 命令が、特許の共有者間の書面による契約の条件の 1 を否定する場合。

第 82 条 発明及び特許の移転

発明又は特許権は、書面で移転することができ、かつ、法の運用によって委譲することができる。

第 83 条 第三者に対する移転の有効性

契約による特許の移転は、本法に基づいて登録されなかった場合、契約の当事者のみについて有効である。

第 84 条 実施に関するライセンス

特許権者は、特許が付与された発明を実施することについて、排他的又は非排他的な書面によるライセンスを与えることができ、また、特許出願に係る発明の所有者もそのように為すことができる。

第 85 条 排他的ライセンス

特許に基づく排他的ライセンスは、特許権者が、ライセンス許諾者に対して、第 49 条に従って行為することの排他的権利を授与し、かつ、当該ライセンスは、特許権者に対して、特許の主題である発明をイスラエル国内において実施することを禁止する。

第 86 条 非排他的ライセンス

特許に基づく非排他的なライセンスは、特許の主題である発明を実施する権利を、当該ライセンスにおいて定められている程度まで、かつ、その条件に基づいて、授与する。

第 87 条 効力の条件の登録

特許に基づくライセンスは、本法に基づいて登録されていない限り、契約の当事者のみについて有効とする。

第 88 条 共同所有特許の実施についてのライセンス

(a) 共同で所有される特許の実施についてのライセンスは、すべての共有者の同意でもってのみ、付与されるものとする。

(b) 本条は、第 81 条に基づく裁判所の権限を損なわないものとする。

第 89 条 特許における担保

特許権者は、特許若しくは同特許からの収益又はその両方について、書面で担保することができ、また、本法が他の規定を定めていない限り、質権法 5727 - 1967 は、当該担保に適用されるものとする。

第 90 条 担保の効力の条件に関する登録

特許に対する担保は、特許権者の他の債権者又は特許権者の破産における清算人若しくは管財人に関しては有効ではないものとするが、それは、当該担保が形成された日後 21 日以内に登録簿へ登録されなかったことを条件とし、当該担保が、形成され、かつ、本法に基づいて適法に登録される前に付与された特許におけるその他の権利の対象となっていないことを条

件とする；しかしながら、特許が、特許権者である会社又は協同組合による浮動担保でもって担保された資産の一部である場合には、その浮動担保を本法に基づいて登録する必要はない。

第 91 条 担保される特許の実施についてのライセンス

浮動担保以外の担保に従うことを条件とする特許の実施についてのライセンスの付与は、担保権者の書面による同意を必要とする。

第 92 条 担保の実現化

特許についての担保は、担保権者に対して、収益管理人の指名又は特許販売のための命令を含む、正当とみなすことができる何らかの救済を付与することができる裁判所の許可によって、実現化することができる。

第 93 条 収益管理人の権限

収益管理人は、裁判所の同意を得て、特許を販売し、又はその実施のためのライセンスを与えることができ、かつ、当該収益管理人は、裁判所の指導に従うことを条件として、同収益管理人が特許の所有者であることを理由として特許所有者に資格が与えられるロイヤルティ又はその他の支払を、それらの期日が、同収益管理人が指名された前であったか又はそれ以降であったかに拘らず、収集することができる。

第6章 国の権限

第1節 国家防衛のために所要な権限

第94条 登録官の活動に対する国家安全保障のための制限

(a) 防衛大臣は、防衛機密の保護を含む国家安全保障の利益において必要であるとみなす場合には、命令により、かつ、法務大臣との協議後に、以下を行うことができる -

(1) 登録官に対して、同登録官が一定の出願について本法に基づいて為すことが必要とされ、若しくは許可される行為を実施することを差し控えること、又はその実施を延期することについて、命令すること；

(2) 特定の出願に係る情報又はその出願における情報に関する情報の公表又は解放を禁止又は制限すること。

(b) 防衛大臣の命令の写しは、出願人へ送付されるものとする。

第95条 一定の出願の防衛大臣への送付

防衛大臣は、登録官に対して、その目的のために同大臣が指定した者へ、一定のカテゴリの出願の写しを送付することを指示することができ、また、登録官は、自身にとって国家安全保障に該当するとみなされる事項又は防衛機密を含む事項を有する出願を、それらに関して、第94条に基づく命令が同大臣の配慮でなされるべきであるかということに関して、大臣が重みづけることを可能にするために、防衛大臣へ送付することができる；防衛大臣は、その出願ごとに、当該出願が送付された後、4月以内に決定を下すものとし、また、防衛大臣が決定を下していないこと、又は前記の期間が満了していないことの何れか短い方の期間内に限り、登録官は、第14条に基づいて出願の提出を確認することを除き、出願に関する如何なる行為も実行してはならないものとする。

第96条 活動を制限する命令についての異議申立

(a) 出願人は、法務大臣によって任命された3名の異議申立委員会において、第94条に基づく命令について異論を申し立てることができ、その委員は最高裁判所の判事-委員会の首席 - 及び防衛大臣によって推薦された者を含むものとする。

(b) 委員会の任命及び宛先に関する通知は、官報に公表されるものとする。

(c) 異論申立を提出することは、命令の実行を滞留しないものとする。

(d) 異論申立委員会は、命令を確認し、変更し、又は取り消すことができる。

第97条 更なる異議申立についての権利

出願人は、第94条に基づく命令が有効である限り、その命令について異議を申し立てる権利を有し、かつ、異議申立について決定が下された後であっても、自身の見解において、決定の時点で存在していた状況が変化した場合には、その命令について、再び異議を申し立てることができる；しかしながら、委員会は、同委員会の見解において、更なる異議申立の提示が適切でなかった場合には、出願人に対して費用を納付することを命令することができる。

第 98 条 外国で特許出願を提出することの権利の制限

イスラエル国民，イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は，主題が兵器若しくは弾薬に関連し，若しくは軍事的価値を別の形態で有する発明又は第 95 条が取り扱う発明について，外国で特許出願を提出してはならないものとし，かつ，以下の 1 が当てはまらない限り，直接的又は間接的に当該出願を提出してはならないものとする：

- (1) 上記の者が，防衛大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；
- (2) 上記の者が，当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し，かつ，その出願が提出された後，6 月以内に，防衛大臣がその出願について第 94 条に基づく命令を行わなかったこと，又はそのような命令を行ったが，その命令がもはや有効でないこと。

第 2 節 原子力に関連する発明についての権限

第 99 条 原子力に関連する活動の制限

(a) 特許出願が提出された発明が，イスラエル国内における原子力の使用の開発にとって重要であること，又は発明の公表が，イスラエル国内における核の研究に対して損害を生ずる虞があることについて，大臣が認めている場合，大臣は，法務大臣との協議の後に，命令により，以下を行うことができる，

- (1) 登録官に対して，同登録官が，出願について本法に基づいて実行することを必要とされ，若しくは許可されている如何なる行為も差し控えること，又はその実行を延期することを命令すること；
 - (2) 出願に関連する情報又はその出願における情報に関する情報の公表又は解放を禁止又は制限すること。
- (b) 防衛大臣の命令の写しは，出願人へ送付されるものとする。

第 100 条 一定の出願の送付

大臣は，登録官に対して，その目的のために同大臣が指定した者へ，一定のカテゴリーの出願の写しを送付することを指示することができ，また，登録官は，第 99 条に基づく命令がなされるべきであるかということに関して，大臣が重みづけることを可能にするために，当該命令が全く適正であると登録官が考えるものに関する出願を，大臣へ送付することができる；大臣は，その出願ごとに，当該出願が送付された後，4 月未満内に決定を下すものとし，また，大臣が決定を下していないこと又は前記の期間が満了していないことの何れか短い方の期間内に限り，登録官は，第 14 条に基づいて出願の提出を承認することを除き，出願に関する如何なる行為も実行してはならないものとする。

第 101 条 活動を制限する命令についての異議申立

- (a) 出願人は，法務大臣によって任命された 3 名の異論申立委員会において，99 条に基づく命令について異議を申し立てることができ，その委員は最高裁判所の判事，委員会の首席及び首相によって推薦された者を含むものとする。
- (b) 委員会の任命及び宛先に関する通知は，官報に公表されるものとする。
- (c) 異議申立を提出することは，命令の実行を滞留しないものとする。

(d) 異議申立委員会は、命令を確認し、変更し、又は取り消すことができる。

第 102 条 更なる異議申立についての権利

出願人は、第 99 条に基づく命令が有効である限り、その命令について異議を申し立てる権利を有し、かつ、異論申立について決定が下された後であっても、自身の見解において、決定の時点で存在していた状況が変化した場合には、その命令について、再び異議を申し立てることができる；しかしながら、委員会は、同委員会の見解において、更なる異議申立の提示が適切でなかった場合には、出願人に対して費用を納付することを命令することができる。

第 103 条 外国で特許出願を提出することの権利の制限

イスラエル国民、イスラエル国内の永久的な居住者又は国に対して貢献する義務のあるその他の者は、第 100 条が取り扱う発明について、外国で特許出願を提出してはならないものとし、かつ、以下の 1 が当てはまらない限り、直接的又は間接的に当該出願の提出をしてはならないものとする：

- (1) 上記の者が、大臣からの書面による許可を前以て受領したこと；
- (2) 上記の者が、当該発明に関してイスラエル国内で出願を提出し、かつ、その出願が提出された後、6 月以内に、大臣がその出願について第 99 条に基づく命令を行わなかったこと、又はそのような命令を行ったが、その命令がもはや有効でないこと。

第 3 節 国の利益における発明の使用

第 104 条 発明を実施することについての国の権利

大臣は、発明について特許が既に付与されているか否かに拘らず、又は特許が出願されているか否かに拘らず、そのことが国家安全保障又は本質的な供給及びサービスの維持のために必要であると大臣が認める場合には、政府の部門による、又は国の企業若しくは機関による発明の実施を許可することができる。

第 105 条 発明の実施を許可することについての国の権利

大臣は、第 104 条に列挙された目的のために必要であると認める場合には、国との契約に基づいて稼働する者に対して、当該契約の履行を保証又は促進するために、かつ、国の要求のためにのみ同条に基づいて許可を付与することができる。

第 106 条 実施許可の付与についての通知

許可が本節に基づいて付与されたとき、大臣は、発明の所有者又は特許権者及び排他的ライセンスの所有者に対して、国家安全保障が別途要求しない限り、当該許可が付与されたこと及び許可された使用の範囲について通知するものとする。

第 4 節 賠償及びロイヤルティを支払うことについての国の責務

第 107 条 活動の制限に対する補償

命令が第 94 条若しくは第 99 条に基づいて行われた場合、又は許可が第 98 条若しくは第 103

条に基づいて付与されなかった場合、公庫は、発明の所有者に対して、当事者間の契約又はそのような契約が存在しなかった場合は、第 109 条に基づいて設立された補償・ロイヤルティ委員会によって設定されたレートで、補償を支払うものとする。

第 108 条 国による特許の使用に関するロイヤルティ

許可が第 104 条又は第 105 条に基づいて付与された場合、国庫は、場合に依りて、発明の所有者、特許権者又は排他的ライセンスの所有者に対して、当事者間の契約又はそのような契約が存在しなかった場合は、補償・ロイヤルティ委員会によって設定されたレートで、補償を支払うものとする。

第 109 条 補償・ロイヤルティ委員会

法務大臣は、補償・ロイヤルティ委員会を任命し、同委員会は、本節に基づいて補償及びロイヤルティに係る主張について決定を下すものとする；当該委員会の委員は、最高裁判所の判事、登録官及び高等教育機関法 5718 - 1958 の審議会での意味における高等教育機関の教員からの付加的な委員から構成されるものとする。

第 110 条 ロイヤルティの判断に関する指針

ロイヤルティに関して判断を行うとき、委員会は、許可された実施の範囲及び特性についても検討し、かつ、その条件が許可の条件と類似しているライセンスにおいて取り決められたロイヤルティを斟酌できる。

第 111 条 委員会の排他的管轄権

裁判所又は法廷は、補償・ロイヤルティ委員会の管轄権内の如何なる事項も検討せず、また、同委員会によるあらゆる決定は最終的であるものとする。

第 5 節 一般規定

第 112 条 定義

本章において、「大臣」とは、政府によって指名された大臣。

第 113 条 委員会の手続に関する規則

第 96 条又は第 101 条に記述されている異議申立委員会及び補償・ロイヤルティ委員会(以下、本節では「委員会」という)は、本法に基づいて規定されていなかったものに限り、独自の手続に関する規則をそれぞれ規定するものとする。

第 114 条 非公開手続

委員会における手続は、同委員会が特定の事項について命令しなかった限りにおいて、公衆に開放しないものとし、かつ、如何なる者も、委員会の許可なしで、非公開での手続に関するものを公表してはならないものとする。

第 115 条 委員会の権限

(a) 委員会は、以下の権限を有するものとする、

(1) 委員会が必要とみなす書面又は口頭による証拠を入手すること；

(2) ある者に対して委員会に出頭するよう召喚し、証拠を提示させ、又はその者が所有する書類を提出させ、その者に尋問し、かつ、その者が所有する書類を要求すること；

(3) 召喚に応じず、かつ、委員会の納得に到る正当化を行わなかった者の出席を強制し、その者の非遵守により、又はその者の出席を強制することにより生じるすべての費用を支払うことをその者へ命令し、かつ、IL75 以下の金額をその者へ科すこと；

(4) 宣誓書又は裁判所における慣行的な方法での確約に基づく証拠を提示する義務を証人に課すこと；

(5) 宣誓書若しくは確約に基づく証拠を提示すること、又は書類を提出することが求められた者及び合理的な正当化事由なしでそのように行うことを拒んだ者に対して、IL75 以下の罰金を科すこと、ただし、質問に対して応答することにより自ら罪に陥る可能性がある場合には、その者は当該質問に対して応答することが要求されないものとし、かつ、その者は、質問に応答するのを拒むことを理由として罰金が科せられないものとするを条件とする；

(6) 民事又は刑事裁判において採用されない可能性があるものであっても、書面又は口頭による証拠を採用すること；

(7) 委員会の会合へ参加するよう召喚された者に対して、その者が、同委員会の見解で、出席のために費やした金額を、授与すること；

(b) 補償・ロイヤルティ委員会は、同委員会が最終決定を下す前に、争点となっていない補償又はロイヤルティの金額が全体的又は部分的に支払われることを命令することができる。

第7章 公衆の利益における特許権者の権利の制限又は取消

第1節 強制的ライセンス

第116条 定義

本節においては、以下のとおり、定義する、

「特許付与された製品」 特許が付与された製品又は特許が付与された製品の製造方法
「特許権者」 特許に基づく排他的ライセンスの所有者を含む。

第117条 強制的ライセンスを付与することの権限

(a) 特許権者が自身の独占権を濫用していると登録官が納得する場合、登録官は、特許の主題である発明を実施することのライセンスを、所定の方法で当該ライセンスを申請し、かつ、所定の手数料を納付した者に対して、付与することができる。

(b) 特許が付与された日付から3年よりも後又は特許出願が提出された日付から4年よりも後の何れか遅い時期に、当該申請が提出されなかった場合に限り、登録官は本条に基づく申請を受け入れないものとする。

第118条 特許の実施に関する通知を要求することの権限

(a) 第117条に記載された期間の終了時点において、登録官は、特許権者が、イスラエル国内において特許付与された発明を製造又は輸入によって実施したか否かについて、また、その実施を行った場合には、その程度及び製造地域の場所について、特許権者が書面で登録官へ、要求の日付から60日以内に、通知することを、要求することができる。

(b) 登録官は、同登録官が所定の様式の使用によりそのようにすることを請求され、かつ、所定の手数料が納付された場合に、本条に基づく通知を要求するものとする。

(c) 特許権者が、要求の日付の後から60日以内又は登録官によって定められた付加的な期間内に要求に回答しなかった場合、そのことは、特許権者側で、通知が送付された、発明に関する特許によって自身に授与された独占権を濫用していることを認めているとみなされるものとする。

第119条 独占権の濫用の定義付け

特許によって付与される独占権の行使は、発明、特許の主題である製品又は方法に関して、以下の状況の1が存在し、かつ、特許権者がその存在に関して合理的な正当化事由を提供しなかった場合には、濫用とみなされるものとする：

(1) 製品についてのすべての需要が、イスラエル国内において、合理的な条件で満たされていないこと；

(2) 製品の供給又はその製品の製造若しくは使用についてのライセンスの付与について、特許権者によって付された条件が、事例の状況下において公正でなく、公衆の利益を配慮せず、かつ、本質的に特許の存在の範囲外で生じている場合。

(3) 廃止

(4) 廃止

(5) 廃止

第 120 条 廃止

第 121 条 後続特許の結末が依拠する先行特許を実施することについての強制的ライセンス

(a) 特許付与された発明(以下「後続発明」という)が、特許出願日がより早い発明(以下「先行発明」という)を侵害せずに実施することができない場合、登録官は、後続発明の特許権者によって請求された場合には、同権者に対して、後続発明の実施のために必要な程度まで、先行発明を実施することのライセンスを付与することができる、ただし、それは、後続発明が、先行発明に対して経済的に多大に重要である、重大な技術的革新を包含していることを条件とする。

(b) 先行発明及び後続発明が同一の目的を果たす場合、(a)に基づくライセンスは、後続発明の所有者が、先行発明の所有者が請求する場合に、その先行発明の所有者に対して同様なライセンスを付与することを条件として、付与されるものとする。

(c) 優先権が第 10 条(a)に基づいて主張された特許出願の場合では、第 10 条(a)の意味における先願の日付が、本条の適用のうえで、特許出願日とみなされるものとする。

(d) (a)の規定に基づいて後続発明の所有者に付与されたライセンスは、当該後続発明の権利がライセンスとともに移転されない限り、移転できない。

第 122 条 強制的ライセンスの付与において斟酌されるべき要因

登録官は、第 117 条に基づくライセンスの申請を取り扱う際に、以下の要因も斟酌するものとする：

- (1) ライセンスが適用された原因となる過失を救済する申請人の能力
- (2) 製造又は輸入によってイスラエル国内で実施できる発明が、実在する状況の下で、遅滞なく、最大の可能な程度まで実施されるべきであることを、一般的に要求する公衆の利益；
- (3) 特許付与された発明の実施のために、発明の本質を斟酌した合理的な対価に係る権利；
- (4) ライセンスの申請が関与している発明を製造又は輸入によりイスラエル国内で実施する者及び当該発明の開発に従事する者の権利の保護；
- (5) 発明の性質、特許が付与された後の時間経過及び製造又は輸入によるイスラエル国内での発明の実施に係る特許権者又は当該特許権者の代理人によって為される諸ステップ。

第 123 条 強制的ライセンスの範囲についての制限

本章に基づくライセンスは、主に、地方市場の要求に対して付与されるものとする。

第 124 条

(a) 登録官は、本章に基づくライセンスの申請が提出された後できる限り速やかに、申請が提出されたことの通知を申請人による費用負担で、インターネットにおいて公表するものとし、かつ、その通知において当該申請について利害関係を有する者又は当該ライセンスの付与によって不利な影響を受ける虞のある者のすべてに対して、手続に参加することを誘導するものとする。

(b) ある者が手続に参加することを望む場合、その者は、所定の方法で、かつ、所定の期間内に、そのことについての通知を提示するものとし、かつ、所定の手数料を納付するものと

し、また、そのように行うときには、その者は、場合に応じて、申請人又は手続における応答者とみなされるものとする。

(c) 本条は、第 159 条の規定に付加され、かつ、損なわないものとする。

第 125 条 強制的ライセンスの効力

本章に基づく強制的ライセンスは、登録官による決定の日付又は登録官によって規定された前記日付けよりも遅い日付から 30 日後に有効になるものとする；決定に対して審判請求が提出された場合には、裁判所は、当該ライセンスが有効となることを遅延させることができ、又は当該有効性又はその遅延に対して条件を付けることができる。

第 126 条 ライセンスの条件

本章に基づくライセンスは非排他的なライセンスであるものとし、かつ、登録官は、当該ライセンスを付与するときに、ライセンシーが特許権者に対して支払うものとするロイヤルティ又はその他の対価を含む条件を、事例の状況において合理的、かつ、適切であって、かつ、特許権者の正当な利益を斟酌して、規定するものとし、また、登録官は、以下も規定するものとする、

- (1) ライセンスが無効とみなされ、若しくは取り消され、又はその条件が変更されるものとなる状況；
- (2) とりわけ、ライセンス及び特許の経済的価値、ロイヤルティ又はその他対価の額を判定する方法、それらが納付されるべき時期及び方法を斟酌すること；
- (3) ライセンスに基づいて製造された製品の標記方法。

第 126A 条 ライセンスの強制的な移転

本章に基づいて付与されたライセンスは、特許の使用に連結した営業又は営業権の一部が、ライセンスとともに移転されない場合に限り、移転できない。

第 127 条 監査

本章に基づいてライセンスが付与された特許権者は、ライセンスが付与されたときに存在していた状況が変化したこと、又はライセンシーがその条件の 1 を違反したことを理由として、付与されたライセンスの監査のための申請を、所定の様式及び方法で、登録官に対して行うことができ、また、登録官は、ライセンスを取り消すこと、又はその条件を変更することができるが、それは、そのように行うことが正しいと自身が納得している場合に限る。

第 128 条 合意によるライセンスと同様に取り扱われるべき強制的ライセンス

本章及びその条件に基づくライセンスは、特許権者と契約の当事者であり得る他の者及びライセンシーとの間の契約に基づいて付与されるライセンスと同様に取り扱われるものとする。

第 2 節 公衆の利益における特許の取消

第 129 条 特許を取り消すことについての登録官の権限

(a) 登録官は、ライセンスを付与することでは、ライセンスを付与するための根拠であった

独占権の濫用を防止するには十分でなかったと自身が納得する場合には、ライセンスが本章に基づいて付与された特許を取り消すことができる。

(b) その申請が、ライセンスを受諾する資格が与えられた者によって提出されておらず、また、本章に基づくライセンスが当該特許に対して最初に付与された日以降、2年が経過していない場合に限り、登録官は、本条に基づく申請に供応してはならないものとする。

第 130 条 取消命令の効力

第 129 条に基づく特許の取消は、登録官による決定の日付又は登録官によって規定されたよりも遅い日付から 60 日後に、有効になるものとする；取消に対して審判請求が提出された場合には、裁判所は、当該取消が有効となることを遅延させることができ、又は当該取消の有効性又はその遅延に対して条件を付けることができる。

第 8 章 職務発明

第 131 条 発明についての通知

従業者は、使用者に対して、自身の職務の結果として、又は、自身の職務中に為した発明について、自身が発明した後できる限り速やかに通知し、また、自身によって提出された特許出願についても通知しなければならない。

第 132 条 職務の結果としての発明

(a) 自身の職務の結果として、かつ、自身の職務中に到達した従業者による発明(以下「職務発明」という)は、自身と自身の使用者との間に反対の契約が不在の場合、使用者が、第 131 条に基づく通知が自身へ送付された日の後から 6 月以内に発明を放棄しない場合には、使用者の所有物となるものとする。

(b) 従業者が、第 131 条に基づく自身の通知において、従業者による通知の送付後から 6 月以内に使用者からの反対の応答がない場合は、発明が、従業者の所有物となることを述べた場合、かつ、使用者が前記した反対の応答を為さなかった場合、その発明は、使用者の所有物とはならないものとする。

第 133 条 職務発明についての決定

一定の発明が職務発明であるか否かに係る疑義について紛争が生じた場合、従業者又は使用者は、登録官がその疑義について決定を下すことを同登録官へ申請することができる。

第 134 条 職務発明に対する対価

従業者が職務発明に対する対価を受ける権利の程度及び条件について、契約が取り決めていない場合、その事項は、第 6 章に基づいて設定された補償・ロイヤルティ委員会によって決定されるものとする。

第 135 条 対価の判断についての命令

第 134 条に基づいて決定を下す際に、補償・ロイヤルティ委員会は、以下の要因も考慮するものとする：

- (1) 従業者が従事していた範囲；
- (2) 発明と従業者の業務との間の関連性；
- (3) 発明を為すうえでの従業者の関与の度合；
- (4) 発明を実施する可能性及びその発明の実際の実施；
- (5) イスラエル国内において発明の保護を確保するために、従業者が被る状況下において妥当な費用。

第 136 条 再考

補償・ロイヤルティ委員会は、決定の時点において存在していた状況が変化した場合、また、そのことについて再考することが申請された場合、委員会自体の見解で、第 134 条に基づく決定を再考することの正当な権限を有する；しかしながら委員会は、申請が適切でなかった場合には、申請人に、委員会自体の見解で、費用を納付することを命令することができる。

第 137 条 発明の通知に係る国の業務従業者の責務

国の業務従業者、兵士、警察官又は法務大臣によって命令によって指定されている国営の企業若しくは機関の従業者、あるいは、国又はそれらの企業若しくは機関から自身の賃金を受け取る別の者が、自身の職務の範囲内又は自身が従事していたユニットの作業の範囲内において、自身の職務期間又は自身の職務期間の終了後から 6 月のあいだに発明を為した場合、そのことについて、国家サービスコミッショナー(以下「サービスコミッショナー」という)又は別の公務員へ、規定されているとおりに、通知を行うこと；当該通知は、発明が為された後できる限り速やかであるが、発明者がその発明について特許出願を提出することを提示する日付以前であって、かつ、財務大臣との協議において定められた方法において、通知されるものとする。

第 138 条 外国で出願を提出することが禁じられる国の業務従業者

第 137 条に基づいて通知しなければならない者は、以下の 1 が当てはまらない限り、自身の発明に係る特許又はその他の保護のために、外国で出願を提出してはならないものとする：

- (1) その者が、上記の出願を為すことについて、サービスコミッショナー又はその目的に関する権限を付与された別の公務員から、前以て許可を受けていたこと；
- (2) その者の発明における権利が、全体的又は部分的に、第 132 条に基づいて又は契約によって、自身が従事していた国営企業又は国家機関に渡っていないことが、その者が第 137 条に基づいて自身の発明についての通知を行った日の後から 6 月までに決定されていなかったこと。

第 139 条 詳細を開示することについての責務

ある者が本章に基づいて通知を行った場合又は当該通知を行うことの責務を負っていた場合、その者は、如何なる時点においても、発明の詳細及び第 132 条、第 135 条又は第 140 条の主題にとって重要な更なる詳細のすべてについて、自身の使用者へ開示しなければならない。

第 140 条 職務発明に関する保護の取得を支援することについての責務

ある者が職務発明を為し、かつ、その発明の所有権が、全体的又は部分的に、第 132 条に基づいて又は契約によって自身の使用者に渡っている場合、その者は、如何なる場所においても、如何なるものであれ、使用者にとって利益となる発明に関する保護を取得するために、同使用者によって自身に要求される如何なることも行わなければならない。かつ、そのために所要な如何なる書類にも署名しなければならない。当該従業者が上記行為を行わない場合には、登録官は、自身の意見を述べる機会を従業者に対して与えた後に、使用者がそのように行うことを許可することができる。

第 141 条 機密保持の責務

特許出願が職務発明について提出されていない限り、従業者、使用者及び当該事項を打ち明けられていた者は、発明の詳細について開示してはならないものとする。

第9章 特許弁護士

第142条 特許弁護士の登録簿における登録についての適格性

(a) ある者が以下の条件を満たしている場合、その者は、特許弁護士の登録簿へ登録され、かつ、特許弁護士のライセンスを受け取る権原を有する：

- (1) その者が、イスラエル国内の居住者であること；
 - (2) その者について、以下の1が該当すること：
 - (a) その者が、技師及び建築士法 5718 - 1958 に基づく技師及び建築士の登録簿に、技師として登録されていること；
 - (b) その者が、高等教育法 5718 - 1958 に関する審議会における意味の範囲内で、第2附則において特定されている専門職の1において、高等教育機関を卒業したこと；
 - (c) その者が、第2附則に特定されている専門職の1において、法務大臣によって、高等教育に関する審議会との協議後に、本目的について承認された外国の高等教育機関又は高等技術機関を卒業したこと；
 - (3) その者が、第143条に記述されている審査を通過し、又はその審査を免除されたこと；
 - (4) その者が、特許庁又は企業の特許部門において少なくとも3年間専門職として実務に就いている特許弁護士の事務所で2年以上、イスラエル国内での資格付与のための職務に就いていたこと；
 - (5) その者が、所定の手数料を納付したこと。
- (b) 法務大臣は、クネセト「憲法及び法と正義」委員会による承認を受けて、第2附則に列挙されている専門分野に追加を行うことができる。

第143条 審査

(a) ある者が特許弁護士の登録簿へ登録されることを望む場合、その者は、イスラエル国及び諸外国の特許、意匠及び商標の法律並びにその他の該当する法規について、規定されているとおりの適切な知識を有し、かつ、規定されているとおりの自身の業務のために必要なヘブライ語及び少なくとも1のその他の言語についての能力を有することを立証するために、所定の方法で、審査に合格しなければならない。

(b) 審査は、2名以上の特許弁護士を含まない2名又は3名の審査官によって行われるものとし、また、各々の場合において、それらの審査官は、法務大臣によって、-又はその目的のために法務大臣によって任命された者によって-同大臣によって判断された審査官団から選任されるものとする。

(c) 法務大臣は、ある種の候補者に対して審査を免除することができるが、それは、ある別の所定の方法で、(a)に基づく審査に必要な知識を候補者が有していることを立証できた場合に限る。

第144条 資格付与のための職務期間の短縮化

法務大臣は、特定の候補者が、第142条(4)に基づく資格付与のための職務の義務のすべて又は一部から免除されるべきであることについて、定めることができる。

第 145 条 手数料の納付 - 登録のための条件

ある者が特許弁護士の登録簿に登録された場合、その者には特許弁護士のライセンスが与えられるものとし、かつ、その者は、所定の手数料を所定の時期に納付している限り、登録簿に登録されるものとする。

第 146 条 懲罰委員会

法務大臣は、一般的に、又は特別な場合に、委員会の議長となる判事としての資格を有する 1 名と、少なくとも 1 名が特許弁護士である残りの 2 名を含む 3 名からなる懲罰委員会を設置するものとする。

第 147 条 不服申立の提出

(a) 如何なる者も、懲罰委員会へ、特許弁護士に対する不服申立を提出することができる。
(b) 法務大臣が一般的な懲罰委員会を設置しなかった場合、当該不服申立は法務大臣へ提出されるものとし、また、法務大臣は、第 146 条に基づく委員会を設置し、かつ、当該不服申立について同委員会へ付託するものとする。

第 148 条 懲罰的違反及びそれに対するペナルティ

(a) 特許弁護士について、以下のことを、懲罰委員会が認定する場合 -
(1) 不名誉を伴う犯罪的違反の罪で有罪となったこと；
(2) 特許弁護士としての自身の名称が、特許弁護士ではない者の利益のために使用されることを許可していたこと；
(3) 特許弁護士としての任務の実行において、無能力、無責任又は怠慢を露呈したこと；
(4) 専門業務又は特許弁護士の専門職にとって不適切な方法で不正に行為したこと；
(5) 職業倫理の規則の 1 を破ったこと；

委員会は、当該特許弁護士に対して、以下の措置の 1 又は複数を採用するものとする：

警告；

懲戒；

刑法 5737 - 1977 の第 61 条(a) (1)に記述されている罰金；

5 年以下の特許弁護士業務の執行停止；

当該特許弁護士の名称を登録簿から抹消すること。

(b) 懲罰委員会の決定は書面で行われるものとし、かつ、その決定が定めるものとする事項において、不服申立人及び特許弁護士へ送達されるものとする。

(c) 懲罰委員会は、必要に応じて、特許弁護士の名称を公表すること、又は公表しないことの何れかによって、当該特許弁護士に対して講じられる措置を全体的又は部分的に公表することを決定することができる。

(d) 特許弁護士の名称が本条に基づいて登録簿から抹消された場合、登録官による再考のための当該特許弁護士による申請は、それについての決定が通った以降から 7 年後及び登録の更新を正当化する酌量すべき情状の存在を当該特許弁護士が立証した後を除いては、査閲されないものとする；再登録は、懲罰委員会による承認に依拠する。

第 149 条 審判請求

特許弁護士は、決定の通知を受けた後 30 日以内に、その決定を公然とする決定を含む、第 148 条に記載されている処罰を当該特許弁護士に科すことの懲罰委員会による決定に対して、地方裁判所へ審判請求することができ、また、本章に基づいて特許弁護士に対して不服申立を提出した者は、前述したように、懲罰委員会の決定又は不服申立の懲罰委員会による却下に対して審判請求することができる。

第 150 条 懲罰委員会の手続に関する規則

懲罰委員会は、特許弁護士が当該委員会に出廷するよう召喚された後、かつ、特許弁護士が不服申立について知らされた後に、当該特許弁護士を審問する、又は当該特許弁護士の出席においてのみ証拠を採用するものとする；決定が下される前に、特許弁護士には、発言する機会が与えられるものとする；特許弁護士が 2 回目の召喚を受けた後に委員会へ出廷しない場合には、委員会は、当該特許弁護士の不在の場で同特許弁護士を審理し、証拠を採用し、かつ、当該不服申立について聴聞を行うことができ、また、同委員会は、当該特許弁護士の発言なしで、決定を下すことができる。

第 151 条 懲罰委員会の権限

懲罰委員会は、第 115 条(a)に基づく委員会のすべての権限を有する。

第 152 条 履行

(a) 登録官は、懲罰委員会が特許弁護士に対して適用することを決定した懲戒を登録簿に記入するものとする。

(b) 登録官は、第 149 条に基づく審判請求の期間が経過しない限り、懲罰委員会の決定を履行してはならないものとする；審判請求が提出された場合には、登録官は、地方裁判所が判決を下すまで、決定を履行してはならないものとする。

(c) 本条に基づく登録簿への記入は官報に公表されるものとするが、それは、委員会がそのようにすることを決定した場合に限る。

第 153 条 法律の遵守

本章に基づく懲罰手続における有罪又は無罪の判決は、本法に基づく懲罰手続の根拠であった理由により、刑事訴訟又はその他の懲罰手続を行う如何なる権限も損なわないものとする。

第 154 条 特許弁護士の権利

(a) 特許弁護士は、イスラエル国内において、報酬のために、当事者の代理人として、特許、意匠及び商標の出願を取り扱い、登録官、特許庁又は別の国における工業所有権の保護に係る機関へ提出される書類の準備を取り扱い、及び登録官又は特許庁に対する如何なる手続も取り扱い、かつ、代理することについての排他的権利を有する。

(b) 本条は、弁護士又は国の従業者が自身の職務の範囲内で前述の行為を実施する権利を損なわない。

第 155 条 裁判所における代理権

特許弁護士は，裁判所の許可を得て，発明又は特許に関連し，かつ，法律上の点ではない事項について，本法に基づく手続の当事者のために，裁判所において弁護するものとするが，それは，当該当事者の弁護士がその時点に存在していることを条件とする。

第 10 章 官庁及び登録官

第 156 条 特許庁

官庁が設立され、かつ、特許庁と呼称されるものとし、また、その官庁は、登録官、審査官及びその他の業務従業員を通じて、本法によって当該官庁に委託された活動及び以下の活動も行うものとする、

- (1) 付与された特許について、公衆に情報を提示すること；
- (2) 特許についての図書館及び公表サービスを維持すること；
- (3) 工業所有権の保護を取り扱う国際機関との折衝を維持すること；
- (4) イスラエル国内及び外国における機関との折衝を維持すること、ただし、契約が、あらゆる法規の規定に準拠して当該機関との間で締結され、かつ、第 18 条に基づく契約が、すべての特許出願に関する機密及び情報の非公開を維持することについて、登録官によって承認された文言を伴う項目を含むことを条件とする。

第 157 条 登録官

- (a) 特許庁は特許登録官によって管理されるものとし、当該登録官は法務大臣によって任命されるものとする。
- (b) 登録官は、地方裁判所の判事の資格を与えられた者とする。
- (c) 登録官は、本法に基づく司法的機能の実施において、法律以外の権限に従わないことを条件とするものとする。

第 158 条 副登録官

- (a) 法務大臣は、副登録官を任命することができる。
- (b) 副登録官は、地方裁判所の判事の資格を与えられた者又は少なくとも 5 年間、特許弁護士の登録簿に登録されていた者とする。
- (c) 副登録官は、第 109 条及び第 7 章に基づく職務及び権限を除き、本法によって登録官へ委託された如何なる職務も実行することができる；副登録官は、本法の規定に従う職務を実施するものとし、かつ、自身の職務執行に関して本法によって登録官に与えられた権限は、副登録官に与えられる。
- (d) 副登録官によって有効に実施される如何なる行為も、本法の適用のうえで、登録官によって実施される行為の効力を有するものとする。

第 159 条 登録官による権限の執行

登録官は、決定によって不利な影響を受ける虞のある者に対し、その者が登録官へ意見を提示する機会を与えた後に、本法によって付与される権限を執行するものとする。

第 160 条 書面による登録官による決定

登録官による決定は、書面によるものとし、かつ、その決定が為された手続の当事者であったあらゆる者へ、所定の方法で、送達されるものとする。

第 161 条 審査官の行為に対する不服申立

審査官の決定又は行為に対して不服を申し立て、かつ、その事項が登録官へ付託されることを請求することは許可される。

第 162 条 係争事件における手続

(a) 本法に基づいて登録官へ付託された係争事件においては、登録官は、当事者らに対して、当該当事者らの証拠を提示し、かつ、所定の方法及び様式並びに所定の時期に、書面又は口頭で、同当事者らの意見を提示する機会を与えるものとする。

(b) 登録官は、合理的な費用の納付を命令し、かつ、費用を納付すべき当事者及びその費用の納付方法について指示することができる。

(c) (b)に基づく命令は、裁判所の判決であったかのようにして、実行することができる。

第 163 条 登録官への証拠の提示

(a) 本法及び本法に基づく規則における如何なる規定にも従うことを条件として、証拠は書面による宣誓供述書によって登録官へ提示されるものとし、かつ、登録官は、宣誓供述書を作成した者に対して、反対尋問を行うことを許可するものとするが、それは、登録官がそのように行うことを請求され、かつ、そのことを許可すべきでない合理的な原因を認知しない場合に限る。

(b) 登録官は、口頭による証言を採用するにあたって、証人の宣誓、証人からの宣言書を受理すること、及び証人の参加を強制すること、並びにそれら及び証言の提示に関連したその他の事項についての裁判所のすべての権力を有するものとする。

第 164 条 期間の延長

(a) 登録官は、出願人でない者による書類の提出を取り扱う第 18 条(b) (3)に定められた期間を除き、特許庁又は登録官に対する申請について本法の第 30 条、第 56 条、第 57 条、第 61 条、第 64E 条(e) (2)、第 64F 条、第 64M 条、第 64P 条(a)、第 73 条(c)及び第 170 条(c)によって定められた期間を延長する合理的な原因を認める場合、当該延長を行うことができる；しかしながら第 10 条の適用上、

(1) 登録官は、イスラエル国内の出願が、出願人及び同出願人の代理人が制御できず、かつ、防止できなかった状況を理由として期限までに提出されなかったことを納得していない限り、(a) (1)によって定められている期間を延長してはならないものとする；

(2) 登録官は、出願がいまだ受理されない限り、かつ、錯誤が故意でないと納得する場合にのみ、(a) (2)によって定められている期間を延長するものとする。

(a1) 廃止。

(a2) (a)に拘らず、登録官は、1 回のみ、第 64P 条(a1)に定められている期間を延長することができる。

(b) 登録官は、自身が適合しているとみなす条件で、条件付きの期間の延長を行うことができる。

(c) 期間延長の申請は、期限内又は当該期限後に提出することができる。

(d) (a)及び(b)の規定並びにその他の法律の規定に拘らず、第 10 条(a) (1)に定められている期間の最終日が就業日でない場合には、期間は、その日の後の最初の就業日に終了するもの

とする；この規定は、第 10 条(a) (1)に規定されている期間を超えて延長することの権限を損なうものではない。

第 165 条 特許庁の書類の機密性

(a) 登録官及びその他のあらゆる特許庁の従業者並びに第 18 条(a) (5), 第 95 条, 第 96 条, 第 100 条, 第 101 条又は第 109 条によって情報が与えられたあらゆるその他の者も, 全ての特許出願について, 第 16A 条又は第 26 条の何れか最先の方に基づいて公表されておらず, かつ, 本法においてその他の規定が存在しない場合に限り, 機密に保つものとする。

(a1) (a)の規定は, 以下には, 適用されないものとする,

(1) 第 16 条に基づいて公開された詳細；

(2) 第 21 条に基づく登録官による拒絶；

(3) 出願が, 第 21B 条に基づいて出願人によって取り消されたこと。

(b) 何人も, 本法の規定を遵守するため又は本法に基づいて刑事訴訟を起こすために必要である場合を除き, 本法の施行において自身へ届き, かつ, 公衆の閲覧のために開放されていない如何なる情報も開示してはならないものとする。

第 166 条 特許の登録簿

(a) 特許の登録簿は, 特許庁に保管されるものとし, かつ, 特許庁において, 本法に規定されている事項及び所定の又は登録官が記入すべきと考える付加的な詳細が記入されるものとする。

(b) 本法に基づく手続において, 宛先を特許庁へ提示した場合, 当該宛先は, 本法に基づく事項に係る通知又は書類の送達のための宛先となるものとする。

(c) 公表物又は通知の写しは, (a)に記載されているとおりに, 以下の場所において, ハードコピーの形態で保管され, かつ, 公衆の閲覧に供されるものとする：

(1) 国の公文書保管所；

(2) 公共図書館；

(3) クネセト図書館；

(4) 法務省の図書館；

(5) 特許庁

第 167 条 特許庁の書類

特許庁に保管され, かつ, 特許庁における特許出願の審査に関連のあるすべての書類, 特許若しくは特許の権利の有効性に関連のあるすべての書類又は特許若しくは特許の権利の有効性に影響を及ぼし得るその他の事項に関連するすべての書類は, 特許庁従業者間の内部通信及び規則が別の規定を設けているその他の書類を除き, 特許の有効期間が満了した日の後から少なくとも 7 年のあいだは, 特許庁に保持されるものとする。

第 168 条 公衆による閲覧及び認証された抄本の受領

(a) 登録簿及び第 167 条に基づいて保管されなければならない書類は, 公衆の閲覧のために開放されるものとする；しかしながら, 第 16 条又は第 26 条の何れか最先の方に基づいていまだ公表されていない特許出願に関連する書類は, 閲覧のために開放されてはならないものと

する。

(b) あらゆる者は、登録簿又は本条に基づいて閲覧のために開放される書類における如何なるものについても、特許庁の印章によって認証された抄本を受領する権原を有するものとするが、それは、その者がその目的のために所定の方法で申請し、かつ、所定の手数料を納付した場合に限る。

第 169 条 権利移転の登録

(a) 特許又は特許出願に係る発明における権利の譲受人は、当該権利の所有者としての登録について、登録官へ申請することができ、また、移転が登録官の納得に到るまで立証され、かつ、所定の手数料が納付された場合には、権利の移転は、登録簿又は出願ファイルに記入されるものとする。

(b) 法務大臣は、特許又は特許出願に係る発明における権利の移転について定める判断の送達に関する方法を規定することができる；法務大臣が規定し、かつ、判断が記載された方法で登録官に対して施された場合、(a)の規定に拘らず、登録官は当該判断によって定められた移転について記入するものとする。

第 170 条 記入及び書類の訂正

(a) 利害関係のある者によって所定の方法及び様式で提出される申請について、登録官は、自身の見解で、登録簿又は書類が事実を反映せず、かつ、訂正を行うその他の方法が本法に設けられていない場合には、登録官自身によって発令された、又は特許庁へ提出されたあらゆる書類における記入を訂正することができる。

(b) 登録官は、本条に基づく訂正に関する申請について、インターネットにおいての通知するものとする；しかしながら、申請が特許出願を訂正するため、又は当該特許出願に関連する書類を訂正するためになされた場合には、登録官は、当該特許出願が受理されたことに係る第 26 条に基づく通知の後のみに、当該申請についての通知を公表するものとする。

(c) あらゆる者は、訂正に関する申請が(b)に基づいて公然となった後から 3 月以内に、当該訂正に関する申請に対して、異議申立を提出することができる。

(d) 本条に基づく異議申立についての法手続は、第 30 条に基づく異議申立についての法手続と同様なものとする。

第 171 条 誤記の訂正

登録官は、登録簿又は自身若しくは特許庁によって発せられた書類における誤記の訂正について、規定されている様式及び方法で、そのようになすことを請求された場合には、当該訂正を行うことができる。

第 172 条 登録官の主導による訂正

登録官は、自身の見解では、訂正によって不利益を受ける虞のある者に対して意見を述べる機会を与えた後に、自身の主導によって、第 170 条及び第 171 条に基づいて訂正を行うこともできる。

第 172A 条 司法的機能の委譲及び権限の引受

(a) 大臣は、地方裁判所判事の資格を有する弁護士である国の業務従業者(以下「知的所有権裁判官」という)に対して、登録官が実施しなければならない司法的機能又は登録官が、第 109 条及び第 7 章を除き、本法の規定に基づいて実施する能力を有し、若しくは許可されている司法的機能を果たすことを委譲できるが、それは、特許が登録の資格を有するか否かについて、異議申立の方法によってもなされる判断又は決定の目的のために司法的機能が、特許を登録するための出願が審査官によって審査された後のみに、知的所有権裁判官に委譲されることを条件とする；この目的のために、特許出願が登録特許に関連するという事実又は登録特許の特許出願がイスラエル国以外の外国で提出されたという事実は、当該出願の審査に関する十分な権限を構成しないものとする。

(b) (a)に記載されている機能が知的所有権裁判官へ委譲された場合、当該裁判官は、本法の規定に基づく機能を果たすものとし、かつ、知的所有権裁判官の機能の実施のために、本法に基づく登録官の権限は、当該裁判官に帰属されるものとする。

(c) (a)に記載されている機能が委譲された知的所有権審判員によって適法に実施される如何なる行為も、本法を適用するうえで登録官によって実施される行為と同様に扱われるものとする。

第 173 条 特許における権利を証明する書類の受入れについての限定

(a) 特許、特許出願に係る発明又は当該発明若しくは特許における利益が移転されることに係る書類又は証書は、第 169 条に基づいて登録されなかった限り、又は裁判所がそれを受け入れる理由を見いださない限り、発明に対する権利の証拠として、受け入れられないものとする。

(b) (a)の規定に拘らず、前記の書類は、第 170 条に基づく登録簿の訂正に関する手続においては、証拠として受け入れられるものとする。

第 174 条 審判請求の権利

(a) 第 159 条に基づく聴聞をしない決定を含む、本法に基づく登録官に対する手続における聴聞の結論として下される登録官による決定によって、不利益を被ったと考える場合、所定の期間内に、その決定に対して裁判所へ審判請求することができる。

(b) 本法に基づく登録官によるその他の決定によって、不利益を被ったと考える場合、自身がその決定に対して審判請求することについて裁判所又は登録官による許可を与えられた後に、裁判所へ当該審判請求を行うことができる。

本条の適用のうえで、「その他の決定」とは、登録官によって執行される手続における聴聞を結論づけない何らかの別の決定。

第 175 条 審判請求における被請求人

登録官に対する手続の当事者であり、審判請求人以外の者は、被請求人となるものとする；その他の当事者が存在しない場合には、登録官が被請求人になるものとする。

第 176 条 非公開での聴聞

第 26 条に基づく公告の前に特許出願を受理することを拒絶する登録官の決定に対する審判

請求は，裁判所が審判請求人の申請に応じて別の命令しなかった限り，非公開で聴聞されるものとする。

第 177 条 審判請求における証拠

審判請求について聴聞を行う裁判所は，登録官によって既に採用された証拠及びその他の証拠も含む証拠を採用することができ，また，裁判所は，その証拠が宣誓供述書又は裁判所が適切とみなす別の方法で提示されることを要求することができる；証拠が宣誓供述書によって提示されている場合には，第 163 条(a)が準用されるものとする。

第 11 章 特許の侵害

第 178 条 侵害に対する訴訟

- (a) 特許権者又は排他的ライセンスのみが、侵害に対する訴訟を提起する資格を与えられる。
- (b) 共同で所有される特許の場合では、各共有者が侵害訴訟を提起することができる。
- (c) 特許権者若しくは特許の一部の共有者又は排他的ライセンスが、原告として、共同で侵害訴訟を提起しなかった場合、それらの者は、被告として、原告によって加入されるものとする。
- (d) 本条に基づいて被告として加入されたが、手続に関与しなかった場合、その者に対して、費用の納付が要求されてはならないものとする。

第 179 条 侵害訴訟の提出期間

侵害に対する訴訟は、特許が付与された後のみ、提起されるものとする；しかしながら、侵害訴訟が提起された場合、裁判所は、以下を行うことができる、

- (1) 第 16A 条に基づく公開日の後で、かつ、第 26 条に基づく公告日の前に、発明の実施による侵害に係る賠償金を裁定すること；当該賠償金は、侵害者が、発明を実施するライセンスを付与されていた場合に、支払うことになったロイヤルティに係る合理的なレートで、前記侵害の範囲において、設定されるものとする；しかしながら、当該賠償金は、裁判所が付与された特許の侵害を構成しているとは認めず、出願においてクレームされている発明が、第 16A 条に基づいて公開された出願においてクレームされた発明と、実質的な態様において同一である場合には、裁定されないものとする；
- (2) 第 26 条に基づく公告の日付の後に侵害に対する救済を与えること。

第 180 条 没収された製品の実施

国に有効に没収された特許侵害製品の利用は、侵害を構成しないものとする。

第 181 条 外国の船舶、航空機及び車両における特許の使用

以下は、侵害とはみなされないものとする：

- (1) イスラエル国以外の加盟国内で登録された船舶がイスラエル国の領海内に一時的に又は偶発的に存在する場合に、実施が当該船舶の需要についてのみであることを条件として、同船舶の船体内、その機械類、索具、装置又はその他の付属物において、イスラエル国内で特許付与された発明を実施すること；
- (2) イスラエル国以外の加盟国内で登録された航空機若しくは陸上車両又はそのような航空機若しくは陸上車両の付属物が、イスラエル国内に一時的又は偶発的に存在する場合に、当該航空機若しくは陸上車両又は当該付属物の構成又は操作において、イスラエル国内で特許付与された発明を実施すること

第 182 条 侵害に対する抗弁

- (1) 特許の付与に対して異議を申し立てることができる如何なる理由も、侵害訴訟における良好な抗弁となる；裁判所が抗弁を受理した場合、同裁判所は、場合に応じて、特許を全体

的又は部分的に取り消すべきであることについて命令するものとする。

(a1) 延長命令の付与に対して異議を申し立てることが可能な理由は、延長命令の取消に関する訴訟において良好な抗弁となる；裁判所が抗弁を受理した場合、同裁判所は、延長命令を取り消すべきであることについて命令するものとする。

(a2) 延長命令の有効期間を短縮できる理由は、短縮の期間中であった延長命令の違反に対する訴訟において良好な抗弁となる；裁判所が抗弁を受理した場合、同裁判所は、延長命令の有効期間を短縮すべきであることについて命令するものとする；その事項について、「短縮の期間」とは-延長命令の有効期間が、その短縮の根拠に従って短縮されるべき期間。

(b) 時効に関する法律は、本条に基づく抗弁には適用されないものとする。

第 183 条 侵害訴訟における救済

(a) 侵害訴訟において、原告は、差止命令及び賠償金によって救済を受ける資格を与えられるものとする。

(b) 賠償額の裁定において、裁判所は、侵害を構成する行為及び当該行為の結果としての原告の状況を斟酌するものとし、かつ、以下も斟酌することができる、

(1) 原告側に生じた直接的な損害；

(2) 侵害の程度；

(3) 侵害行為に由来する侵害者の利益；

(4) 侵害者が特許を侵害した程度まで特許を実施することのライセンスを付与された場合に、当該侵害者が支払わなければならないでなくなったであろう合理的なロイヤルティ。

(c) 特許権者又は排他的ライセンシーが侵害者に対して警告した後に、侵害が犯された場合、裁判所は、侵害者に対して、(b)に基づいて宣告された賠償金に加えて、当該賠償金を超えない額で、懲罰的な賠償金を支払うことを命令することができる。

(d) 賠償金について訴訟が提起された場合、裁判所は、被告に対して、侵害の程度を説明する鑑定書を差し出すことを命令することができる；しかしながら、賠償金の額を確定するにあたって、裁判所は、当該鑑定書に束縛されないものとされ、事件のすべての状況に従って賠償金の額を設定することができる；この規定は、鑑定書を差し出すことに関する法律手続規則を損なわないものとする。

第 184 条 事件における賠償金の裁定についての部分的な限定

侵害訴訟が提起された特許の部分が取り消された場合、その事実単独では、原告に対して、侵害に係る賠償金を否定しないものとする；しかしながら、裁判所は、当初の特許の明細書におけるクレームが誠実に文言化されておらず、又は明確に文言化されていなかった場合には、賠償金を裁定することを差し控えることができる。

第 185 条 明細書が訂正された特許の場合における賠償金

明細書における複数のクレームの 1 を訂正することが許可される前に特許が侵害され、また、当該許可が与えられた後に侵害に対する賠償金についての訴訟が提起された場合で、裁判所は、当初の特許の明細書におけるクレームが誠実に文言化されておらず、又は明確に文言化されていなかったときには、訂正許可を差し控えることができる。

第 186 条 更新された特許の場合における賠償金

裁判所は、第 56 条に基づく手数料の納付期限と第 57 条に基づく実際の納付との間の期間における特許の侵害に対する賠償金に係る裁定を行うことを差し控えることができる。

第 187 条 非侵害の宣言

(a) 製品又は方法を実施しようとする場合、当該実施が申請において特定された特許の侵害を構成しない旨の宣言について、裁判所に申請することができる。

(b) 特許権者及び排他的ライセンシーは、当該申請についての応答者となるものとする。

(c) 裁判所は、申請人が、自身が使用することを望む製品又は方法の全詳細を特許権者に提示したこと、自身が裁判所に申請する宣言について当該特許権者に求めなかった場合、及び応答者がそれを為すのを拒み、又は合理的な期間内にそれを為さなかった場合、宣言を認可しないものとする；しかしながら、裁判所は、申請が、宣言を行う応答者にとって合理的な期間が経過する前に提出されたと、同裁判所が納得する理由のみによって、当該申請を拒否してはならないものとする。

(d) 当事者らの費用は、裁判所が別の命令を行わなかった限り、宣言の申請人によって負担されるものとする。

(e) 本条に基づく手続において、特許が無効である旨の意見は聴聞されないものとし、かつ、宣言の認可又は拒否は、特許の有効性に係る問題について決定的なこととはならないものとする。

第 187A 条 施行の手段

本章に基づく手続において、裁判所は、第 18C 条に列挙されている施行の手段に訴えることができる。

第 12 章 管轄権及びペナルティ

第 188 条 本法に基づく裁判所の権限

(a) 裁判所は、侵害訴訟を除き、本法を適用するうえでは、エルサレムの地方裁判所とする；しかしながら、法務大臣は、命令により、本法に基づく裁判所の権限が、法務大臣が指定したその他の地方裁判所にも与えられることを指示することができる。

(b) 侵害訴訟に係る裁判所は、その他の法規に基づく事項において管轄権を有する地方裁判所とする。

第 189 条 科学顧問

(a) 本法に基づく手続において、裁判所は科学顧問を任命することができ、その科学顧問は、証拠の採用について裁判所を補佐し、かつ、裁判所にアドバイスを行うものとするが、判決を下すことに関与してはならないものとする。

(b) 科学顧問の対価は、裁判所によって設定され、かつ、国庫から支払われるものとする。

第 190 条 明細書の訂正を命令する権限

本法に基づく手続において、裁判所は、特許権者による申請を受けて、明細書について第 65 条又は第 69 条に記載されている理由で訂正することを命令することができ、また、第 66 条及び第 67 条の規定は、そのことに準用されるものとする。

第 191 条 登録官への委託の場合における裁判所の権力

裁判所が、登録官に対して、第 70 条に基づく訂正の申請又は第 74 条に基づく取消の申請について聴聞することを許可した場合、裁判所は、同裁判所が規定する期間のあいだ、かつ、同裁判所が規定する条件で、当該特許における事項において、当該裁判所に係属している訴訟に係る手続を保留することができるが、各当事者は、裁判所に対して、同裁判所が保留の命令を変更し、又は取り消すことについて、如何なる時点でも、申請することができる。

第 192 条 特許弁護士であると偽って主張することに対するペナルティ

(a) 以下に対しては、IL5,000 の罰金が科せられるものとする：

- (1) 特許弁護士でない者が、本法によって特許弁護士に指定された行為を行う者；
- (2) 特許弁護士でない者が、特許弁護士であると偽って主張する者；
- (3) 特許弁護士のライセンスが停止されている者が、本法によって特許弁護士に指定された行為を行う者。

(b) (a) (1) は、第 154 条 (b) に記載されているとおりに、自身の職務を遂行する弁護士又は国の業務従業者には適用されないものとする。

第 193 条 国家安全保障又は国の経済力を損なう行為及び機密の開示

(a) 第 94 条又は第 99 条に基づいて発令された命令に違反して情報を公表し若しくは知らせる者又は第 98 条、第 103 条、第 114 条、第 137 条、第 138 条若しくは第 165 条の規定に違反した者は、2 年の懲役又は IL20,000 の罰金が科せられるものとする。

(b) イスラエル国内の裁判所は、外国で侵犯された第 98 条、第 103 条、第 138 条及び第 165

条に基づく違反を審理する権限を有する。

(c) 本条の規定は、その他の法規の規定に追加され、かつ、その規定を損なわないものとする。

第 13 章 施行及び規則

第 194 条 施行及び規則

法務大臣は、本法の施行が課せられ、かつ、クネセト「憲法及び法と正義」委員会による承認を受けてその施行のための規則であって、以下の規則を含むものを定めることができる、

- (1) 登録手続；
- (2) 本法に基づく手続における法手続；
- (3) 出願及び明細書の様式及び明細書において発明を開示する方法；
- (4) 特許庁に提出される申請又は特許庁の行為について、特許の登録及び更新について、手数料の納付対象であると規定されているその他の事項について納付する手数料；
 - (4a)
 - (a) 納付されるべき手数料：
 - (1) 第 3 章「A」に基づいて；
 - (2) その他の事項に係る特許庁による行為であって、規則が当該行為に対して手数料が納付されなければならないことを定めている行為について；
 - (3) 特許庁が、第 48A 条に定義づけられているとおりに、条約に基づいて実施しなければならない行為であって、その条約が、当該行為に対して手数料が徴収される可能性があることを規定していることを条件とする行為について；
 - (b) 条約に基づいて必要な手数料の納付に関する手続及びそれらの手数料の納付のための期間。
 - (5) 登録官に代わる明細書の要約及び図面の公表並びに販売並びに特許庁によって作成されるその他の公表に係る規則；
 - (6) 特許庁による特許明細書の準備、印刷、公表及び販売；
 - (7) 特許庁における特許弁護士の登録のための手続；
 - (8) 第 3 章「A」に基づく国際出願の提出に関する手続及びそれらの国際出願の取扱い；
 - (9) 手数料の納付のため、及び本法に基づいて所要な行為を実施するための期間の設定；
 - (10) 特許弁護士についての職業倫理の規則；
 - (11) 特許の延長命令付与の申請、延長命令付与に対する異議申立及び延長命令を取り消すための申請に関する法手続；
 - (12) 延長命令が付与された基本特許の所有者により、登録官へ通知を送達する方法；
 - (13) 延長命令の事項における特許庁の活動について納付すべき手数料。
 - (14) その他の型式の公表の帰属に加えて、登録簿についての特許庁のウェブサイト及びインターネット上における第 166A 条に基づく公表

第 14 章 効力及び経過規定

第 195 条 効力

本法は 1968 年 4 月 1 日に有効になるものとし、かつ、その日から、特許意匠法はもはや、特許の付与、発明及びその有効性に適用されないものとする；しかしながら -

(1) 前記法は、本法が、特許性及び有効性に関する事項について有効となった以前に付与された特許に、適用されるものとする；

(2) 前記法の第 10 条に基づいて通知が送付された出願に基づく特許は、前記法に定められた方法で付与されるものとし、かつ、いったん特許付与されると、(1)がその特許に適用されるものとする；

(3) 前記法に基づいて保管された登録簿は、本法に基づいて保管される登録簿と同様に取り扱われるものとする；

(4) 前記法に基づいて登録官に任命された者は、本法に基づいて任命された登録官とみなされるものとする。

第 196 条 特許代理人に関する経過規定

本法が有効となる日付をもって、何人も特許の登録を取り扱わないものとするが、それは、その者が本法に基づいて特許弁護士として登録されておらず、又は第 154 条(b)に記載されているその者の責務の実行における弁護士又は国の業務従業者ではない場合に限る；しかしながら、

(1) 特許意匠法に基づいて特許代理人として登録された個人は、本法に基づく特許弁護士として登録される資格を与えられる；

(2) 前記法に基づいて特許代理人として登録された会社内のパートナーである個人及び当該会社によって雇用されている個人は、当該個人が、本法によって特許弁護士に対して指定された業務に相当な程度まで登録官の納得を得るに到るまで従事していた場合には、本法に基づく特許弁護士として登録される資格を与えられる；当該個人が、本法の官報における公表日と本法が有効になる日との間の期間中に、前記の登録を申請することを条件として、当該個人は第 142 条(5)に基づく登録手数料を納付しなければならないものとする。

第1附則

(第64A条 「承認国」及び「承認欧州国」の定義)

第1部

- (1) アメリカ合衆国

第2部

- (1) イタリア国
- (2) 英国
- (3) ドイツ国
- (4) スペイン国
- (5) フランス国

第2附則(第142条)

- (1) 工学
- (2) 化学
- (3) 物理学
- (4) 薬学
- (5) コンピュータ科学